



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	日本教員組合運動史研究：1930年代の動向
Author(s)	岡野， 正
Citation	北海道大學教育學部紀要， 22， 123-173
Issue Date	1973-11
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/29088
Type	departmental bulletin paper
File Information	22_P123-173.pdf



日本教員組合運動史研究

— 1930年代の動向 —

岡 野 正

A Historical Study of the Teachers' Union Movement in Japan

— the Tendency in the 1930s —

Tadashi Okano

目 次

第一章 大恐慌と階級闘争の昂揚	124
(1) 大恐慌と教員への「合理化」攻撃	124
(2) 階級闘争の昂揚	133
第二章 日本教育労働者組合の成立	141
(1) 全日本教員組合準備会から日本教育労働者組合準備会へ	141
(2) 新興教育研究所の創立と日本教育労働者組合の成立	143
第三章 日本教育労働者組合の基本方針と地方支部の確立	149
(1) 日本教育労働者組合の基本方針	149
(2) 地方支部の確立	153
第四章 日本労働組合全国協議会への加盟と一般使用人組合同問題	156
(1) 加盟経過と合同問題	156
(2) 日本労働組合全国協議会の産業別単一組合再編	158
第五章 東京・埼玉・神奈川三支部への弾圧	166
(以上本号)	
第六章 中国侵略戦争の開始と教育の反動化	
(1) 中国侵略戦争の本格的開始と政治的反動	
(2) 排外主義イデオロギーの浸透と教育の軍国主義化	
第七章 諸闘争の展開	
(1) 経 済 闘 争	
(2) 教員会自主化闘争	
(3) 反戦平和擁護闘争	
(4) 教 育 実 践	
第八章 一般使用人組合同問題をめぐる対立	
(1) 合同問題をめぐる対立の激化	
(2) プロフィンテルンの指導と日本労働組合全国協議会の路線	
第九章 弾圧の拡大と教員統制政策の強化	
(1) 弾圧政策の凶暴化と地方支部への弾圧	
(2) 教員統制政策の強化	
第十章 労働運動の全面的後退と日本一般使用人組合教育労働部の壊滅	
(1) 統一戦線運動の挫折と労働運動の全面的後退	
(2) 日本一般使用人組合教育労働部の壊滅	

第一章 大恐慌と階級闘争の昂揚

(1) 大恐慌と教員への「合理化」攻撃

金融恐慌の打撃から回復することなしに、1929年からの世界恐慌の渦中にまきこまれた日本資本主義は、その矛盾を、一方で中国侵略戦争の本格的開始によって、他方で労働者・農民をはじめとする勤労人民の犠牲によって切りひらこうとした。恐慌の犠牲となった点では小学校教員も例外ではなかった。とりわけ小学校教員の場合、約80%が農村地帯にある町村立小学校に在職し、しかも彼らの賃金が小学校令によって市町村財政から支給されることになっていたため、彼らは恐慌の直撃を受けた。

すでに1920年代において、末端の町村財政は、慢性的な逼迫状態にあった。それは、第一に、国家的性格をもつ事業の財政的負担を地方行政機関と地域住民とに転嫁するという政策に起因していた。義務教育費、土木費、役所費などの国政委任事務費は、町村財政歳出のなかで大きな比重を占めた。とくに、教員賃金をふくむ義務教育費負担は、町村にとって耐えがたいものであった。

いうまでもなく国政委任事務の増大にともなう、町村にたいする義務教育費国庫負担金をふくめた国庫交付金が支給され、年々増大していた事実を否定するものではない。にもかかわらず国政委任事務関係の支出が町村歳出のほぼ70%近くを占めていたのにたいし、交付金総額が歳入の30%にも満たなかったということは、かなりの部分が地域住民の直接負担に

表一 小学校教員の市と町村における分布状況

年 度	小 学 校 教員総数	市 総 数	教員総数	%	町村総数	教員総数	%
1927	219,286	102	34,681	15.8	11,632	184,605	84.2
1928	226,957	102	35,799	15.8	11,406	191,158	84.2
1929	231,626	106	38,377	16.6	11,343	193,249	83.4
1930	232,886	109	39,728	17.1	11,536	193,158	82.9
1931	232,676	109	41,267	17.7	11,553	191,409	82.3
1932	233,521	113	42,530	18.2	11,527	190,991	81.8
1933	235,527	119	51,159	21.7	11,253	184,368	78.3

文部省普通学務局『地方学校職員待遇調査』1936年12月, p. 33-35 より作成

表二 町村歳出総額に占める国政委任事務関係費の比率 (単位 千円)

年 度	教 育 費	土 木 費 及 都市計画費	役 所 費	計	歳出総額に 占める比率	歳出総額
1928	257,140	45,539	89,464	392,143	69.9	560,821
1929	236,218	43,949	86,068	366,235	69.2	529,609
1930	211,740	39,899	79,670	331,309	66.5	498,147
1931	196,157	38,059	74,613	308,829	63.2	488,937
1932	200,562	92,199	75,345	368,106	67.7	543,723
1933	203,185	102,125	74,187	379,497	69.4	547,059
1934	215,266	73,959	75,036	364,261	67.5	539,631

大蔵省昭和財政史編集室編『昭和財政史 XIV 地方財政』東洋経済新報社1954年5月統計 p. 26-27 より作成

表一3 町村歳入総額に占める国道府県交付金の比率 (単位 千円)

年 度	国 庫 下渡金	国庫補助 補 付 金	国 庫 補助金	道 府 県 補助補給 交 付 金	道府県 補助金	計	歳入総額 に占める 比	歳入総額
1928	67,079		1,490		13,981	82,550	13.3	621,192
1929	67,102		1,432		15,717	84,251	14.3	585,208
1930	75,896		1,444		14,854	92,194	16.6	556,476
1931	75,191		1,746		13,513	90,450	16.7	540,445
1932		90,912		57,286		148,198	24.9	594,138
1933		90,257		36,195		126,452	21.2	595,382
1934		88,680		43,421		132,101	22.2	595,831

大蔵省昭和財政史編集室編『昭和財政史 XIV 地方財政』東洋経済新報社 1954 年 5 月統計 p. 74-77
より作成

なっていたことを示している²⁾。第二に、町村財政の慢性的逼迫は、他方で、その基本的収入源である租税の増収可能性が、長期にわたる寄生地主的土地所有に規定された農民の窮乏化によってとぎされたため一層きびしいものになった。大多数の農民は土地価格の高騰に苦しめられていた。それは、小作農にとって高率現物小作料の搾取、自作農にとって土地購買の減価償却あるいは土地抵当負債の利子負担の過重となってあらわれた。さらに、農業生産力の低度と農業生産物の商品化とによる農業生産物価格の価値以下への低落は疲弊状態を深刻なものにした。苛酷な税負担自体も農業の拡大再生産を困難にさせていた。免税点の低位、累進制原則の不採用は地主・富農層優遇を意味していた。前近代的な戸数割は貧農層にとってとくに耐えがたいものであった³⁾。1920 年以来、地方財政の安定をはかる抜本的対策として、地租と営業収益税の地方移譲がしばしば問題にされてきた。これは国税である地租・営業収益税を道府県と市町村の独自の財源にすることを基本的内容にしていた。地方財政逼迫が歴然としてきた 1928 年暮からの第 56 帝国議会に田中義一内閣はこの委譲案を骨子とする税制整理案を提案した。しかしながら、金融恐慌の影響が顕在化するなかで、衆議院は辛じて通過したが、貴族院において審議未了に追いこまれ、結局実現されなかった。委譲案が、議会で日本労農党の河上丈太郎が喝破したごとく、自小作農にとっていささかの利益をもたらさない地主本位の政策であったが⁴⁾、廃案の事実、支配層が彼らの政策の枠内においてさえ、地方財政問題を解決しえないまでの状態に追い込まれていたことを示していた。

度重なる恐慌が以上のような町村財政に内包されていた矛盾を拡大したことはいうまでもない。それは、教員の労働条件・生活状態の悪化に直接結びついていた。1927 年の金融恐慌時から、教員の賃金不払いが表面化しつつあった。個々の事例をあげるまでもなく、1927 年末から 1928 年初頭にかけて開会された第 54 帝国議会衆議院への小学校教員俸給国庫支弁請願、義務教育費国庫負担増額請願が、それぞれ 631 件、263 件にものぼったことは、事態の深刻さを集中的にあらわしていた⁵⁾。

教員の賃金不払い、切り下げ、遅延は、1929 年に入り新たな局面をむかえた。各地の町村会が初任給引き下げを決議したことにその指標はもとめられる。1月に秋田県町村長会が、3月に滋賀県市町村会が、それぞれ初任給引き下げを決議した⁶⁾。それまで個々の町村で「寄附」などの名目のもとで、なしくずしに不払い、切り下げがおこなわれてきたが、一応本人の「了承」「納得」をたてまえとしたもので陰然と進行していた⁷⁾。しかし、これらの決議は、支払い

義務をもつ町村が賃金引き下げをなかば公的に表明したものであった。文部省令の規定による賃金額を棚上げにしたものであるばかりでなく、知事の決定権さえ無視したものであった。形式的にみれば、「法」的拘束力をもたなかったというより「違法」行為でさえあった。『教育週報』(第234号、1929年11月9日付)は、「減俸決議は違法」の見出しのもとに次のような野村文部次官の「苦渋」にみちた談話を掲載している⁸⁾。

「各条項について一々意見を述べるわけには行かないが、総体的に言ってこの問題に對しては、文部省としては積極的にどうも出来ない立場にある。地方庁で取扱ってゐる事であるが、それにしても小学校教員の俸給は本人の意志に反して減俸することは出来ない規定でまゝ聞いてゐるやうに町村で減俸の決議をしても、それは違法であつて効力を持たないと思う」(傍点一引用者)

決定権をもつ知事の指導下にある県学務課が決議にたいしてとつた態度を興味なしとしな。秋田県の場合は「理屈上引下げが合理的であっても、一旦既得した権利を奪ふといふことは考へ物であるから熟慮の余地がある」、滋賀県の場合「初任給男子五十円女子四十五円は今日の物価から見て決して高くはない、特に教員は商品ではない、国民の精神教育といふ重大な役目を持って居るものであるから商品同様に値段の上げ下げをするといふのは市町村長自身達の頭を疑はれるものであるから、そんな決議をする筈はない」と責任を回避している⁹⁾。8月に静岡県下の町村長会が臨時総会で3割引き下げを決議した。10月には北海道町村長会が引き下げを決議した。

決議の政治的意図は、教員個々の意思にかかわりなく賃金切り下げの制度的・社会的確認を迫まろうとしたところにあった。新任教員の引き下げを槓杆にして、すでに進行しつつあった現職教員の實質的削減をも固定化しようとするものであった。いくつかの道県単位町村会の決議が既成事実化しつつあることを前提として、全国町村会は1930年1月の定期総会において、初任給引き下げの決議を採択した。ここに全国町村会の態度に一定の変化がみられることが指摘できる。従来、全国町村長会の基本目標は、国にたいし義務教育費国庫負担金増額を要求することにむけられていた。幹部による帝国議會、政府、民政党、政友会への陳情・請願はなかば年中行事となっていた。1927年4月の第一回全国町村長大会では、7項目の決議のなかで、「町村吏員優遇の方法を講じ其実現を期す」という比較的前むきの要求とともに、「義務教育費国庫負担額を教員俸給金額に達せしむることを期す」ことが採択されており¹⁰⁾、内務・大藏両大臣から地方財政緊縮の指示が出された直後に開催された1929年9月の臨時大会でも、「義務教育費国庫負担金へ来年度ニ於テ少クモ三千万円以上増額ヲ期ス」というひかえめな決議がなされた¹¹⁾。しかるに、1930年1月の決議は事態を教員の犠牲によって切りぬけようとするものであった。かくして、1930年4月から北海道、栃木、三重、鳥取、兵庫、山口、新潟の道県で初任給引き下げが実施された。

町村会の「主導性」にもとづくいわば個別的な賃金不払い、強制寄付などの「合理化」攻撃は、1929年7月田中内閣にかわつて成立した民政党浜口雄幸内閣の政策的遂行によって全面的かつ激しいものになった。独占資本の期待をになつて登場した浜口内閣は、三大政策「財政緊縮・産業合理化・金解禁」をスローガンとしてうちだした。これらの政策の狙いは、田中内閣時代に枯渇した国家資金を蓄積して安定した國際的競争力をつけること、そのためにインフレ政策からデフレ政策に轉換することにあつた。「産業合理化」政策として、企業合同、企業連合の促進、中小企業の整理、労働統制の強化を次々と断行した。1929年11月閣内に俵孫一

商工大臣を会長とする産業合理化審議会を設置した。12月商工審議会第一特別委員会から「産業合理化に関する答申」が出されるが、ここに「合理化」の基本的方向が確定された¹²⁾。1930年1月には商工審議会を改組して臨時産業審議会が設置され、6月には臨時産業合理局が商工省内におかれ、「合理化」促進の機構の確立がはかられた。他方、財政緊縮政策としては、1930年度国家予算の編成にあたり、1908年以来つづいてきた公債募集を中止するとともに¹³⁾、前年度に比し1億6,479万円削減した予算案を組んだ。同時に、地方行政機関に10~15%の緊縮予算を指示した。浜口内閣成立直後の1929年7月に、内務・大蔵両大臣から各地方長官宛にだされた訓令は、道府県の1930年予算編成の規模を1929年度のそれに比し少なくとも15%減少すること、すでに4分の1すぎていた1929年度についても同様の措置をとること、市町村予算は道府県の編成にしたがっておこなうことを主要内容としていた。この徹底した地方財政緊縮方針が、町村財政の支出項目のなかで最も比重の高い義務教育費の削減となってあらわれた。大規模な学級数整理がのちに詳述するように教員の大量減首を前提とし、しかもそれを準備したものであることは明らかである¹⁴⁾。少なくとも労働強化をもたらしたことは否定できない。

10月15日浜口内閣は、官吏一割減給の方針を閣議決定した。これは官吏の賃金体系を法制的に改悪しようとするもので、どちらかといえば正面からの攻撃であった。骨子は次のようなものであった。

1. 年俸1,200円をこえる高等文官および武官の俸給定額に対しおよそ10%を減らすこと
2. 判任文官の俸給については月額100円をこえる者に限りこれを改定すること、ただしその減額割合は高等文官に比べ相当緩和すること
3. 待遇官吏の俸給定額についても文官の例に準じてこれを改定すること¹⁵⁾

減俸案は、翌16日の検事・判事など司法関係の高級官僚の反対声明をかわきりとして、商工省・拓務省・鉄道省などへの反対運動の急速なひろがりに抗しきれず、わずか一週間後の22日に撤回された。しかし、減俸案の撤回は事態の好転を意味せず、むしろ不払い、減額、遅延はより一層深刻になっていた。

1930年代は世界恐慌の激流のなかでその幕を開いた。1929年10月ニューヨーク市ウォール街証券取引所の大混乱からはじまった世界恐慌は、またたくまに日本資本主義を席卷した。その兆候は1930年初頭からあらわれはじめ、下半期には誰の眼にも歴然となった。アメリカを最大の輸出市場としていた絹織物業は、価格の急激な暴落によって致命的な打撃を受けた。日本資本主義を代表するこの国際的商品の運命は、日本資本主義の前途を暗示していた。第一次世界大戦後、世界資本主義が全体として相対的安定期をむかえていたのにたいし、日本資本主義は慢性的不況を続け、しかも1927年の金融恐慌の打撃から回復しないまま世界恐慌にまきこまれたことは、その経済的危機を深刻なものにした。浜口内閣が着手した金解禁は、物価の下落を促進するとともに、正貨の海外流出をまねき、恐慌をさらに拡大した¹⁶⁾。しかし、浜口内閣は恐慌のなかであってその基本政策である産業「合理化」、財政緊縮の方針を修正することなく、一層貫徹した。それは、恐慌によって生じた負担と犠牲を中小零細企業ならびに労働者・農民・勤労市民にことごとく転嫁することを意味した。あらゆる産業で操業短縮がなされた結果、賃金引き下げ、不払いは蔓延し、多くの労働者は工場から放逐された。失業者は200万から250万人と推定されている。生産恐慌は農業恐慌をも誘発した。1930年は大豊作であったにもかかわらず、米価は生産価格以下に落ち、「豊作飢饉」状態になった。翌1931年に

は東北地方は大凶作にみまわれ、農民は小作料と借金のため飢餓線上に追いやられた。

農業恐慌は町村財政の慢性的逼迫状態を拡大させた。農民の少なからぬ部分にとって納税能力はその限界点を越えるにいたった。税金滞納の増大は町村財政の枯渇へとみちびいた。地方によっては帝国農会費の不払いや町村農会解散の決議・申請がおこなわれた¹⁷⁾。方針転換をみせつつあった全国町村会は1930年8月の臨時総会で初任給引き下げにとどまることなく全般的減俸の方針を確認した¹⁸⁾。臨時総会直前の5月に、町村会が「期待」していた市町村義務教育費国庫負担金がそれまでの7,500万円から8,500万円に増額された事実を考えると、恐慌の深刻な影響を理解することができるであろう。全国町村長会は、翌1931年4月教員にたいするあからさまな姿勢を次のように定式化した。「公務員ノ減俸ヲ断行シ恩給法ヲ改正シ国民負担ノ経減ヲ期ス」と。さらに「行政組織ノ根本的整理ヲ断行シ」にいたり、その官治的・従属的性格を露呈した¹⁹⁾。かくして、1930年代に入り不払い問題は地方的局部的性格をとりはらった。1930年4月から11月までの8カ月間を対象とした文部省のひかえめな調査によっても、不払い町村は1,017になっていた。これは全国町村総数の10%に近い数字である。大半は1~3カ月の未払いであったが、6~7カ月にわたる町村は10もあった。その後も不払いは拡大した。文部省事務官加藤精三は、1930年12月の文部省調査と1931年2月の帝国教育会調査とを比較して、わずか2カ月の間に不払いが著しく増大していることを指摘している²⁰⁾。これらの報告は、不払いの結果、従来から慣習となっていた小売商店からの貸し売りが拒否されたり、掛金の支払いが不可能となったため保険が掛損になった事例を数多く伝えている²¹⁾。強制的寄付も、陰然となされたため統計的には不明確であるが、不払い以上にひろがったものとみられる。1931年1月帝国教育会調査部の調査によれば、寄付がなされた町村数は不払い町村数を上まわっている²²⁾。同調査に「ナン」とする県が少なからずあるのは、文字どおり教員の意思を無視した「違法」的な性格をもっていたため表面化することを恐れたものと推定されるが²³⁾、一方報告された県での町村数は不払い町村数にくらべきわめて大きな数字を示している。寄付額は、普通10%程度だったといわれているが、多い場合には28%（文部省調査1930年12月）あるいは25%（帝国教育会調査1931年2月）にもなった。「合法的削減」たる初任給引き下げもひきつづき強行された。1931年1月、神奈川、千葉、埼玉、群馬、栃木、茨城の各県は、4月の新学期から初任給を3円前後引き下げることを選定した²⁴⁾。初任給引き下げはすでに全国的現象となった。

1931年5月若槻内閣は、官吏減俸案を出したが、これは頂点をむかえつつあった「合理化」攻撃の総決算的表現ともいえるものであった。当初の計画では月額50円以上の官吏・軍人・司法官もふくめる予定であったが、下級官吏とりわけ下級警察官・軍人の不満と動揺を恐れて100円以上の層に限定することになった²⁵⁾。この減俸案の成立にともなって1931年7月1日から小学校教員の賃金が引き下げられた。1931年6月17日の文部省令第17号は、1920年以來の賃金体系に修正を与えることになった。帝国議会の審議と承認さえ必要としない一片の省令によって教員の賃金削減が「合法化」されたのである。減額の対象となった小学校本科正教員・専科正教員は15,279名にのぼった。同時に市町村立小学校教員加俸令も改悪された²⁶⁾。若槻内

表—4 地方税・町村税の滞納状況

年 度	地方税全体 (%)	町 村 税
1929	4.6	5.4
1930	6.3	7.2
1931	7.8	9.5
1932	7.7	9.7
1933	5.8	8.1

大蔵省昭和財政史編集室編『昭和財政史 XIV 地方財政』p.145より作成

表—5 文部省令第17号(1931年6月27日)による賃金規定

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	
本科正教員	上	165 (180)	135 (145)	115 (120)	95 (100)	85	75	65	55	45
	下	145 (160)	125 (130)	105 (110)	90	80	70	60	50	40
専科正教員	上	115 (120)	95 (100)	80	70	60	50	40		
	下	105 (110)	85 (90)	75	65	55	45	35		
准 教 員	上	60	50	40	33					
	下	55	45	35	30					

『明治以降教育制度発達史』第7巻, p. 23, p. 92より作成

() 内は1920年8月20日の文部省令第19号で定められた賃金規定

閣の減俸案は、浜口内閣のそれが相対的にもっていた先取りの性格を失ないむしろ実質的に先行しつつあった事態を法制的に追認する性格をおびていたといえよう。とはいえ、その後の賃金引き下げ、不払いをさらに促進する役割をもっていたことをいささかも否定するものではなかった。『新興教育』1931年7月号が、次のようにのべていることはけだし適切であった。「教員大衆は既に、給料不払い、強制寄付等によって事実上の減俸に晒されてゐるのだ。減俸並びに加俸減額は従来既に何等かの形態によって糊塗されて行なわれた給料減を公認し、更により大なる減額を準備する点に於て、重要なのだ」²⁷⁾

1932年以降農村疲弊が深まったことは、市町村義務教育費国庫負担法に規定された「特別町村」が漸増していることに反映している。「特別町村」とは、財政状態が極端に不良な町村であるとされている。これはもとより行政当局が認定するものであって、「普通町村」が文字どおり普通であったかは疑問視されなければならないにせよ、「特別町村」数が増大していること自体、事態の全体的悪化を示している。1932年9月第63帝国議会を市町村立尋常小学校臨時国庫負担法が通過した。1932年から34年までの3年間の時限立法であった。これによって2年4ヵ月ぶりに補助額が引き上げられ、1932年の場合1,200万円計上された。この法律によって、町村では従来の補助額の40%にあたる額が追加補助されることになったが、実際には教員の賃金不払いを解決することにならなかった。なぜなら、義務教育費国庫補助金は特定財源として教員の賃金をふくむ義務教育費に充当されることになっていたが、現実には義務教育費以外

表—6 町村総数にたいする普通町村・特別町村の比率

年 度	町村総数	教員総数	普 通 町村数	%	教員数	%	特 別 町村数	%	教員数	%
1927	11,632	184,605	6,211	53.4	107,644	58.3	5,421	46.6	76,961	61.7
1928	11,406	191,158	5,862	51.4	104,668	54.8	5,544	48.6	86,490	45.2
1929	11,343	193,249	5,792	51.1	104,962	54.3	5,551	48.9	88,287	45.7
1930	11,536	193,158	5,760	49.9	103,371	53.5	5,776	50.1	89,787	46.5
1931	11,553	191,409	5,619	48.6	98,233	51.3	5,934	51.4	93,176	48.7
1932	11,527	190,991	5,240	45.5	91,805	48.1	6,287	54.5	99,186	51.9
1933	11,253	184,368	3,839	34.1	62,413	33.9	7,414	65.9	121,955	66.1
1934	11,308	186,102	3,568	31.6	58,703	31.5	7,740	68.4	127,399	68.5

文部省普通学務局『地方学校職員待遇調査』1936年12月 p. 33-35

に「転用」されていたからである²⁸⁾。それは義務教育費以外への「転用」を禁止する旨の訓令がしばしば発せられていたことによって裏付けられる。また「時局匡救臨時議会」とよばれた第63議会で通過したことがこの法律が客観的にもたざるをえない性格をよく示している。ただ政府が、特定財源としての義務教育費国庫補助法に固執したのは、教員の階級的政治的意識の形成と教員組合運動の一定の進展にたいする危機意識の増大によるものであった。全国各地でおこりつつあったいわゆる「教員赤化事件」は、彼らの危機感を大きなものにしていった。彼らにとって教員組合運動の前進が教員の経済状態の悪化と不可分なものであるということは一般的な認識であった。

これまで賃金引き下げ、不払いなど賃金問題に限定して「合理化」攻撃の歴史的経過を概観してきたが、もとより「合理化」攻撃は賃金の引き下げ、不払いにとどまるものではない。ここで他の形態とその程度がいかなるものであったかについて総括的にふれておきたい。

これまで賃金引き下げ、不払いなど賃金問題に限定して「合理化」攻撃の歴史的経過を概観してきたが、もとより「合理化」攻撃は賃金の引き下げ、不払いにとどまるものではない。ここで他の形態とその程度がいかなるものであったかについて総括的にふれておきたい。

実業補習学校・青年訓練所手当、年末賞与、出張旅費などは収入の重要な構成部分であったが、その多くも削減廃止された。住宅料の削減も深刻であった。1928年にはほぼ3人に1人が住宅ないし住宅料を保障されていたが、1932～1933年には4人に1人弱にまでその割合は低下するにいたった。

大恐慌下における「合理化」攻撃の最も尖鋭な形態は鹹首であった。〈表-8 休退職状況〉は1930年から1933年までの各道府県別の休退職者数を示している。4年間すべてにわたって数字が判明しているのが8県だけであることは、統計の不完全さを示しているが、基本的傾向は把握できよう²⁹⁾。また集約道府県数が最も多い1933年3月度——それでもなお14府県が除外されている——が、4年間のなかで最も低い数字になっていることは、それ以前の3年間のそれがきわめてひかえめなものであるかを意味している。1930年3月度における鹹首の特徴をみるならば、攻撃はまず代用教員と准教員にむけられた。1930年度から31年度にかけての正教員数ならびに代用教員・准教員数の変動がそれを証明している。正教員は11,143名増大しているのにたいし、代用教員・准教員はあわせて3,818名減少している。88.7対11.3の比率は90.3対9.7に変化した。職階的差別を利用しつつ、最も無権利状態におかれていた代用教員・准教員にそのしわよせがむけられたのである。このことは、しかしながら、正教員の無事を意味するものではない。「高級教員」がより安上りな師範学校卒新任教員にとってかわられた。正教員層の賃金額の高低を基準とした分布は次のように変化した。50円未満の部分が、34.1%から37.0%に増大しているのとは対照的に100円以上の部分は6.8%から5.1%に減少した。「高級教員」を放逐する所期の目標はそれなりに達成されたといつてよい。しかも新任の教員が初任給の引き下げをもって迎えられたことはいうまでもない。鹹首の手口は陰険なものであった。病気を理由とした鹹首は決して例外的なものでなかったと思われる。異動期直前に衛生技師を各学校へ派遣して教員の健康診断をおこない、トラホーム結核の病名のもとに休退職をする事例は、沖縄・愛知でみられた³⁰⁾。

表-7 住宅または住宅料を受給している小学校教員数

年 度	教員住宅 入居者数	住 宅 料 受給者数	住宅賃借料 支払いをう けている者 の数	総数	指数
1928	16,285	59,193	1,909	77,387	100.0
1929	16,303	59,122	1,682	77,107	99.6
1930	16,323	52,763	1,515	70,601	91.6
1931	15,944	41,899	1,342	59,185	76.5
1932	15,805	39,590	1,468	56,863	73.5
1933	15,657	40,500	1,352	57,509	74.3
1934	15,753	44,761	1,452	61,966	80.1

『文部省年報』より作成

表—8 休 退 職 状 況

道 府 県	1930 年 3 月	1931 年 3 月	1932 年 3 月	1933 年 3 月
北海道	143	104		122
青森		177		83
岩手			126	90
宮城	118	300	118	69
秋田	259	264		162
山形	559	394		87
福島	300		80	80
茨城	187	160		
栃木	286	500	201	
群馬			115	
千代田	280	200		
東京		110		
神奈川	158	130	56	117
新潟	340	100	173	165
富山	175	82	73	45
石川	127		97	
福井	180		77	106
山梨		65	41	58
長野	35	500	558	652 (尚未終結)
岐阜	237		152	157
静岡	400	25	198	130
愛知	246	275		128
三重	334			305
滋賀	240	189		
京都			20	76
大阪				220 (神戸を除く)
兵庫	578		279	84
奈良	73	50	63	68
和歌山	177	238		14
鳥取	139			102
島根			30	198
岡山	350		187	124
広島	250	300		151
山口	500		174	63
徳島	161	232	143	70
香川	123			120
愛媛	22		327	108
高知	213		57	
福岡	555	778		128
佐賀			108	
長崎			135	
熊本			173	104
大分			92	26
宮崎			105	
鹿児島			488	
沖縄		88	69	
計	7,745 (31 府県)	5,261 (23 府県)	4,515 (30 府県)	4,212 (33 府県)

1930 年 3 月『帝国教育』1930 年 5 月, p. 82

1931 年 3 月『新興教育』1932 年 3 月号, p. 76-77

1932 年 3 月『教育時論』第 1693 号, 1932 年 6 月 25 日, p. 22-23

1933 年 3 月『教育週報』第 412 号, 1933 年 4 月 8 日

新潟県直江津町村長会議は、1931年1月「女教員が出産前に於いて休養するとき、その休んだ日から減首する事、激務のため病気になって長い間休んでゐた教員を強制休職退職させる」ことをことこまかに協議している³¹⁾。『教育週報』は、「故なき『病氣退職』に小学校長頑張る」の見出しで次のように伝えている³²⁾。「岩手県宮古町鉄ヶ崎小学校校長高橋芳太郎は3月18日附病氣の故を以て休職を命ぜられたが同氏は自身に何等その意志なく又病氣でないのに詰腹を切らせるとは怪しからぬとして辞令受領後も学校に毎日出勤して頑張っている。」このため、生徒に校長と主席訓導とから二重に卒業証書を授与するという事態も生じた。大量減首は積極的あるいは消極的な抵抗をうけながらも強引にすすめられていった。減首の方針は、直接現職教員にとどまることなく、師範学校新卒者にも影響をおよぼした。新卒者もまた免許状下附保留などの措置によって「就職待機」を強要された。1931年3月度以降退職者数が減少しているのは、1931年4月から師範学校規程の改定にもとづき第二部の修業年限がそれまでの1年から2年に延長されたため、1931年3月度の第二部卒業生が激減したことによるものである³³⁾。その後も師範学校の学級数減によって入学者数の意識的な制限がおこなわれた。

強制的配置転換も教員の生活条件を悪化させた。統計上判明しているだけでも、1931年9,649名、1932年12,000名、1933年24,576名となっており、とくに1933年度について『教育週報』は3万名を越えるものと予想した³⁴⁾。それは8人に1人強の割合である。当時約80%の教員が農村部にいたが、彼らにとって異動・転勤が負担になったことは明らかであろう。家族をかかえていた高年齢層の教員には実質的な退職勧告とかわらなかった。居住地と任地の両方にかかる二重課税方式もまた重圧となった。

大量減首と学級整理は必然的に教員の労働強化をもたらした。すでに「聖職」の名のもとに無定量な長時間労働を強制され、中学校進学準備教育、運動会、遠足などの放課後勤務あるいは日曜出勤は常態にさえなっていたが、恐慌下の「合理化」はそれをさらに拡大した。児童数の自然増加にたいする教員の休退職は一人当児童数の増大をもたらした。また労働条件は、三学級二教員制、二部授業、12学級以下の学校における校長の学級担当などが政策的に強行されたことによって一層悪化した。

このような全面的な「合理化」攻撃は、教員の民主主義的権利を抑圧・剝奪することなしにはおこなわれなかった。これらの攻撃そのものが、教員の基本的人権にたいする実質的侵害であった。本人の意思を無視した各種教員会、教化団体への強制加入、様々なカンパニア、研修会への動員は日常的におこなわれた³⁵⁾。教員の政治活動はもとより教育実践にたいする監視・干渉も一段と強化された。

職場からの放逐、労働条件、生活条件の極度の劣悪化は、一方で広範な教員にとって生活不安と不満をつくりだし、それが教員の要求と自主的闘争が発展する客観的基盤を成熟させたが、同時に他方で精神的萎縮と無気力をも促進したことは見逃せない。長い間にわたって無権利状態に馴致させられてきた教員のなかには攻撃と抑圧があからさまになればなるほど萎縮し、そうした攻撃に迎合する傾向も生じた。

表—9 教員不足と教員一人当り児童数の増大

年 度	学級数に 対する本 科正教員 の不足数	学級100 に対する 本科正教員 の割合	教員一人 に対する 児童数
1927	21,882	88.93	42.08
1928	22,410	88.96	42.24
1929	19,917	90.85	42.24
1930	15,395	92.65	43.24
1931	13,072	93.77	43.07
1932	14,747	93.11	44.92
1933	17,133	92.22	44.91
1934	15,896	92.97	44.47

『文部省年報』より作成

(2) 階級闘争の昂揚

大恐慌のもとで資本の攻勢はするどいものになったが、それはまた労働者・農民をはじめとする勤労人民の諸闘争が発展する客観的な条件と基盤を成熟させた。1930年以降、労働者の闘争は新たな昂揚期に入った。労働争議は急速に増大し、1931年にその件数は戦前最高となった。また争議参加人員も1930年にその最高を記録した。ストライキなど実行使をとともう争議もふえていった。とくに、1930年の東京市電、鐘ヶ淵紡績、東洋モスリンの闘いは、経済的ストライキであったがその規模と社会的影響において典型的なものであった。

表—10 労働争議

年 度	争議件数	参加人員	罷怠業工場 閉鎖件数	参加人員	一件当り 平 均	損失作業 延 日 数
1928	1,021	101,893	397	46,252	117	583,595
1929	1,420	172,144	576	77,444	134	571,860
1930	2,290	191,838	907	81,362	90	1,085,074
1931	2,456	154,528	998	64,536	64	980,054
1932	2,217	123,313	893	54,783	61	618,614
1933	1,897	116,733	610	49,423	81	384,565
1934	1,915	120,307	626	49,536	79	446,176

大原社会問題研究所『日本労働年鑑』昭和10年, p. 217-8, 220

組合員13,000名を擁する東京交通労働組合は、当時としては最大の単一組合であったが、1929年暮のストライキにひきつづき、1930年4月20日「賞与二割減、昇給無期停」に反対して全員がストライキに突入した。これに呼応して神戸、大阪、横浜の市電従業員も要求実現をめざして立上り、市電労働者の闘いは全国的様相をおびた。東京の場合には協同会（市電燈関係組合）も半数がサボタージュし、市従業員組合土木保健局3,700名、東京乗合自動車1,300名も連帯ストに入った。ストライキは、当局のスクアップ動員、警察の戦闘的組合員の逮捕と争議団弾圧のなかで続けられたが、結局右翼の幹部の妥協によって5日目で中止されるにいたった。1930年4月には、鐘ヶ淵紡績の労働者35,000名が大幅な賃金引き下げに反対してストライキに突入した。当時鐘ヶ淵紡績は、資本金6千万円、3府15県に36工場をもつ日本最大の紡績会社であった。会社側はいわゆる「温情主義」の名のもとに無争議を誇っていた。労働組合は結成されていなかったが、東京・兵庫・京都・大阪の各工場においてストライキは57日間たたかいぬかれた。闘争は最終的に日本労働総同盟幹部の妥協的工作によって敗北に終わったとはいえ、女子労働者を中心とした35,000名が約2カ月にわたってたたかったことは、いかにその経済的要求が切実なものであったかを示している。さらに、9月に入り、東洋モスリン亀戸工場の女子労働者2,500名全員が、工場閉鎖、首切りに反対してストライキに入った。争議団は地域住民や支援団体と協力していくたびが大規模なデモを決行した。警察権力と暴力団の凶暴な介入、挑発、会社側の卑劣ではげしい切り崩しのなかで敗北に終わった。これらの労働争議はことごとく敗北に終わったが、社会的関心と同情を多く浴びた。また恐慌下で苦しむ多くの労働者に励ましと階級的連帯感をあたえた。1930年における損失作業延日数は100万日を越えた。これは、1927年のそれに及ばなかったとはいえ、1928年、1929年のほぼ2倍に達するものであった。このような労働争議の増大を反映して新たな労働組合が結成された。

しかしなお、争議の多くが防衛的性格を強く帯びていたことも特徴的であった。1930年の

場合、資本家側の攻勢によってひきおこされた争議は全体の78.4%を占めていた³⁶⁾。企業側の巧妙な先制攻撃とは対照的な労働者側の未組織状態と闘争にたいする無準備はその闘争を著しく困難にさせていた。また、全体として労働争議が中小零細企業に集中したことも特徴のひとつであった。一件当たり平均参加人員数が1929年を頂点として急速に減っていることにそれはあらわれている。これは、一方で恐慌の矛盾が中小零細企業にしわよせされ、操業短縮、休業、倒産に追い込まれたことによる。他方で、労働組合の組織化が中小零細企業に偏在していたことと、大企業の労働組合の多くでは厳しい労務管理体制と労働組合幹部の労使協調主義によって、労働者の不満・要求がおさえられたことによる。とくに、日本海員組合、海軍労働組合連盟、日本労働総同盟などの大規模労働組合はほとんど右翼的潮流に属していた。これらは、組織労働者の約70%を結集していたが、その多くが構成からみて労働組合にはほど遠い体質であったことは明らかであった³⁷⁾。労働戦線の右翼的再編も活発におこなわれ、1931年6月には日本海員組合の提唱によって日本労働総同盟をふくむ9組合が連合して日本労働倶楽部が結成された。これは約23万人を組織するものであった。

したがって、労働争議の発展がただちに労働組合運動の民主的階級的強化につながったわけではなかった。警察権力の弾圧、暴力団の挑発・介入は、日本労働総同盟幹部が妥協や裏取引をするのに効果的な道具立てになった。また、争議に最も多くかかわった全国労働組合同盟も、例外なく資本家・警察・暴力団の一体化した包囲のまゝに屈した。階級的潮流を代表する日本労働組合全国協議会(略称「全協」)も、これらの労働争議に発揮されたエネルギーを、その政治的・組織的影響力の拡大にむすびつけることに成功しなかった。組織的力量が日本労働総同盟や全国労働組合同盟にくらべ相対的に劣勢であったため全協が主導した争議は必ずしも多いといえなかった³⁸⁾。また、他の労働組合と競合関係にあった争議でも、「下からの統一戦線」論に固執して、右翼の幹部を敵視した暴露戦術が一面的に採用されたため、全体として孤立する結果をまねいた。とりわけ深刻な打撃となったのは1930年前半期に顕著となった極左冒険主義であった。極左冒険主義は、3・15、4・16などのうちつづく弾圧で共産党や全協などの経験ある有能な指導者がことごとく奪われたあとに生じた。1929年5月中旬、田中清玄(東京地方委員会・第三地区責任者)、佐野博(共産青年同盟中央委員長)らによって共産党中央指導部が再建されたが、理論的に未熟でしかも経験に乏しい彼らは、恐慌のもとで頻発化してきた自然発生的闘争と大衆の急進化を「革命的情勢」として過大評価して、切実な経済的要求と経済闘争を軽視する一方、極左冒険主義的路線を全協においてつけてきた。極左冒険主義は、1930年2月の武装ピラマキ行動隊、4月の東京市電ストにおける武装自衛隊、「赤色テロル」、工場破壊とエスカレートし、5月の川崎市の武装メーデーにおいてその頂点をむかえた。この誤まりはただちに自己批判されたとはいえ、共産党・全協を大衆から浮び上がらせることになった。その後も、分派組織全協刷新同盟の結成によって内部的対立が激しくなり、活動能力は著しく低下した。全協が大衆の活動へとふみだすのは、風間丈吉、岩田義道、紺野与次郎らによって共産党中央委員会が再建・確立した1931年1月以降であった。

農民の闘争も新たな段階に入った。1927~1928年後退傾向をみせていた小作争議件数は、

表—11 労働組合数と組織率

年 度	労働組合数	組織率 (%)
1928	501	6.3
1929	630	6.8
1930	712	7.5
1931	818	7.9
1932	932	7.9
1933	942	7.5
1934	965	6.7

加藤文三他著『日本歴史』下新
日本出版社、p.37, 65より作成

1929年から上向線をたどった。小作争議の要求項目は、小作料の減額、免除などの要求から次第に小作権そのものをめぐる要求へ移りつつあった。すなわち、小作契約の継続、小作権の確認又は賠償、永久小作権の獲得がその中心的な要求になってきた。それは、争議の深刻化を意味していた。とくに、恐慌の打撃を受けた中小地主が自作化をめざしたことと、失業者の帰村による重圧が争議をいっそう激しいものにさせた。争議がとりわけ激発したのは山形、新潟、山梨、北海道、秋田、青森、大阪、福岡などであった。しかし、これらの争議の指導にあたっていた全日本農民組合（略称「全農」）の分裂は、争議の持続的発展と農民の組織化を困難にさせた。1931年3月7日からはじまった全農第4回大会は、官憲の弾圧と議事妨害に乗じた右派幹部の執行部独占によって分裂の危険性を強めた。その後中央常任委員会をにぎった右派幹部は、それまで原則的にまもられてきた政党支持の自由を無視して全国労農大衆党支持を決定し、同時に左派勢力の強い下部組織の解散と左派幹部の除名という暴挙にでた。これによって全農は分裂状態に陥った²⁹⁾。

恐慌はまた勤労市民の生活をも鋭くおびやかした。1929年以降、生活防衛闘争は飛躍的に発展した。家賃値下げ闘争は、6大都市で大衆的に展開された。電燈料値下げ闘争は、都市ばかりではなく、農村部においてもひろがった。ガス料金値下げ闘争も各地で活発におこなわれた。これらの多くは、自主的な組織の結成をもってたたかわれた。

各階層の闘争を背景に、マルクス・レーニン主義的理論、思想も著しく普及した。1927年11月からはじめられた河上肇・大山郁夫監修『マルクス主義講座』全13巻は1929年3月に完結した⁴⁰⁾。改造社は、1928年6月から『マルクス・エンゲルス全集』全27巻(30冊)の刊行に着手した。これには、日本ではじめて翻訳された著作が多数含まれていた。1934年2月にその完成をみた。また、1927年以降急速に増えたレーニンの論文の翻訳にも大きな改善がなされ、マルクス・レーニン主義の本格的研究にたえられるようになってきた⁴¹⁾。総合雑誌『改造』の1929年3月号から1930年6月号まで連載された河上肇の「第二貧乏物語」は、マルクス主義の平易な啓蒙書として少なからぬ人々に愛読された。連載が終るとただちに単行本『第二貧乏物語』としてまとめられた。「諸科学のマルクス主義的研究・発表」を目的として1929年10月に発足したプロレタリア科学研究所の理論・イデオロギー活動も、マルクス・レーニン主義理論の普及に貢献をなした。機関誌『プロレタリア科学』(1929年11月創刊)は、知識人・学生

表-12 小作争議

年 度	争議件数	関 係 小作人数	関係地主数	関係耕地面 (町)
1928	1,866*	50,357	13,078	23,557
1929	2,434*	49,855	11,455	35,380
1930	2,478*	37,183	8,962	28,507
1931	3,419*	47,729	14,414	36,721
1932	3,414*	61,499*	16,706*	39,027*
1933	4,000*	48,073*	14,312*	30,595*
1934	4,458*	62,929*	18,540*	41,077*

『日本労働年鑑』昭和10年、p.245より作成

* 印は農林省調査によるもの、他は社会局調査

表-13 小作争議の要求項目

年 度	小作料 関 係	%	小作権 関 係	%	その他	計
1928	866	74.3	191	16.4	108	1,165
1929	1,077	66.7	393	24.3	168	1,615
1930	967	52.8	648	35.4	216	1,831
1931	1,269	49.8	1,037	40.7	240	2,546
1932	1,043	42.5	1,139	46.4	272	2,454
1933	1,036	32.4	1,616	50.6	543	3,195
1934	1,749	41.3	1,843	43.8	613	4,205

社会局労働部『昭和十年労働運動年報』p.635より作成

のなかに着実に浸透していった。また、1929年6月には『産業労働時報』が再刊された。全日本無産者芸術連盟(ナップ)機関誌『戦旗』の発行部数も増えていった。1930年にはいり発禁処分にもかかわらず2万部を越え、1930年3月号、4月号は2万2千を記録した⁴²⁾。比較的広範な読者をもっていた『中央公論』『改造』誌上にも、マルクス主義に関する論文が登場した。『中央公論七十年史』は当時の模様を次のように回顧している⁴³⁾。

「まことに昭和五・六年にわたる誌面は、一言を以てして、マルキシズム全盛の一時期を画したものと言わねばならない。かくしてこの期に、本誌はソヴェトへの特派使節を公募し(昭和6.3)、合格当選者香川重信をソ連視察に派遣しその『サヴェート通信』(昭和6.6~9)を掲げる等の試みをも実行したのであった」

しかし、これらの雑誌にはその商業的性格から、種々雑多な小ブルジョア的思想潮流がいわば時流にのった売文行為にふけたことも忘れてはならない。いわゆるプロレタリア文学・文芸評論も『中央公論』『改造』の誌面を占めるようになった。小林多喜二、宮本百合子、葉山嘉樹、藤森成吉、片岡鉄兵、細田民樹らのプロレタリア作家が健筆をふるった。多喜二「不在地主」、徳永直「失業都市東京」、鉄平「一つの性格」などが「問題作」として評判をよんだ。プロレタリア文学の盛行とは好対照に「大正」期を風靡した白樺派はほとんど姿を消していった⁴⁴⁾。また、東京の築地小劇場で上演された左翼演劇は、観客の思想形成に影響を与えた。

労働戦線の分裂と右翼的再編成、全農の分裂など否定的要素をふくみながらも、人民諸階層の闘争が1929年以降全体として昂揚期をむかえていたことは、労働者の政治的示威行動であるメーデーの発展によっても確かめられるのであろう。1931年には、举行個所数、参加人員において戦前最高となった。このような階級闘争の昂揚が、教員の階級的意識形成と教員組合運動の発展に有利な政治的・社会的条件を成熟させていたことは明らかであった。

表-14 メーデーの状況

年 度	举行個所	参加人員	主 催 団 体 別				示威運動	ビラ 散布其他	演説会
			労働団体	農民団体	無産政党	其の他			
1928	62	24,000	44	12		6	38	5	19
1929	49	24,502	43	9	3	4	33	1	25
1930	108	38,941	68	28	8	4	57	5	46
1931	132	46,868	72	24	26	10	79	10	43
1932	110	41,243	51	41	8	10	71	15	24
1933	79	29,516	66	11	1	1	48	12	19
1934	104	27,233	70	26	8		40	5	59

内務省警保局編『社会運動の状況』昭和9年、p.992-3

しかしながら、他方で、恐慌の進行とともに都市中間層のなかに無視しがたい政治的・社会的不安がひろがっていったことも事実であった。希望社・修養団などの教化団体は、心理的不安を巧妙にとらえて活発な動きをみせ、その組織勢力を伸ばしていった。1929年9月から文部省がはじめたイデオロギー的カンパニア「教化総動員運動」は彼らにとって組織拡大の重要な機会となった。希望社の場合、1930年1月時の「社友」は71万余と称された⁴⁵⁾。新興宗教が次々と誕生したのも社会不安の反映したものであった。1930年3月に谷口雅春は「生長の家」を開教し、雑誌『生長の家』を創刊した。ひとのみち教団、霊友会も中小零細経営者や家

庭婦人のなかに浸透していった。小学校校長を退職した牧口常三郎が戸田甚一とともに『創価教育学体系』の執筆にとりかかったのもこの年であった⁴⁶⁾。

また、朝鮮疑獄事件(1929年6月)、北海道鉄道・東大阪電軌両会社の疑獄事件(1929年8月)、売勲疑獄事件(1929年8月)などの汚職事件の続出とこれともなう高級官僚、保守政党人、軍部高官の逮捕・起訴は、国民の「政党政治」にたいする不信と反撥をつのらせた。このような国民の保守政党・高級官僚にたいする不信感は、軍部・右翼抬頭の土壌となった。1929年5月陸軍の中堅将校は「一夕会」を結成し、「満蒙問題」の解決を申し合した。さらに、1930年9月陸軍中将橋本欣五郎らを中心に秘密結社「桜会」がつくられた。そこでは「国家改造」のためには武力行使を辞さないことが決議された。彼らは、翌31年3月に宇垣一成陸相を首相とした軍部独裁政権を樹立するべくクーデター計画をたてた。内部の反対で未遂に終わったが、これがいわゆる「三月事件」であった。右翼の全国的結集もすすみ、1931年3月に全国愛国者共同闘争協議会が、6月に大日本生産党が結成された。「反資本主義」的要求とスローガンを掲げるなど「革新」的擬態をこらすことに彼らはいささかの躊躇もしめさなかった。

〈註〉

- 1) 1900(明治33)年に改定された小学校令によれば、賃金額の決定権は各道府県知事にあった(第45条)。その場合、知事は文部大臣が定めた「準則」にもとづいて賃金額を決定することになっていた。文部省令による賃金額規定はあくまで「準則」ととどまり、一義的な拘束力ではなかった。他方で、小学校令は、支払い義務を市町村に負わせた(第51条)。これは実際の支払い額の水準が、市町村の財政能力に直接依存していたことを示している。しかし、この場合、財政規模、収入源に大きな違いがある市と町村とを同一視することはできない。表からもわかるように、義務教育費負担の度合には著しい格差があった。

表一15 市町村歳出総額に占める小学校費総額、同經常費総額、小学校教員俸給総額の比率

年度	市 (%)			町 村 (%)		
	小学校費	同經常費	小学校教員俸給	小学校費	同經常費	小学校教員俸給
1927	9.4	5.0	3.2	38.9	33.7	22.6
1928	9.9	5.9	3.8	40.1	31.9	22.7
1929	11.3	7.1	4.8	38.8	33.7	24.4
1930	8.4	6.4	4.4	37.2	34.1	25.9
1931	9.7	7.9	5.4	35.2	32.6	25.7
1932	9.8	7.5	5.4	32.0	28.9	22.7
1933	6.7	5.0	3.5	32.2	28.5	22.3

文部省内産業と教育編輯部『教育年鑑』成美堂書店、昭和10年版、p.439, 441, 昭和12年版、p.489, 491-492より作成

なお小学校令については『明治以降教育制度発達史』第4巻、p.54-55を参照されたい。

- 2) ここで注目されるのは、国庫交付金総額が絶対的に少ないために市町村義務教育費国庫負担金が地方財政調整機能をもたざるをえなかったことである。1930年代に入ってその機能は増大した。これは、特定財源として交付される市町村義務教育費国庫負担金がある項目に支出されたことを意味している。不払い問題の本質はこうした連関のなかで把握されなければならない。
- 3) 戸数割は「見立割(議会で各人の資産額や負担能力を見立てて課税する主観的な方法)であり、貧乏人には重く、封建的な人頭税にちかいものであった」(島恭彦、宮本憲一編『日本の地方自治と地方財政』有斐閣1968年、p.61)。

- 4) 大蔵省昭和財政史編集室編『昭和財政史 XIV 地方財政』東洋経済新報社, 1954年5月, p.87-92
- 5) 同前『日本の地方自治と地方財政』p.65
- 6) 『教育週報』第193号, 1929年1月26日
『教育週報』第202号, 1929年3月30日
- 7) 強制的寄付は実質的賃金引き下げの常套手段であった。強制的寄付が不払いと本質的にかわらなかったことは、文部事務官さえ強制的寄付を「其の実質に於いて俸給一部永久的不払の偽瞞的強行に外ならない」あるいは「教員俸給減俸の『直接行動』に外ならない」と指摘していることから明らかである(加藤精三『市町村立小学校教育費問題精義』南光社, 1932年5月, p.26)。
- 8) 同趣旨のことはすでに文部省の山根儀重が述べているが、彼の場合には本人の「承諾」をえた寄付による事実上の減俸を是認してその立場を卒直に語っている(『教育週報』第226号, 1929年9月14日)。
- 9) 6)と同じ, 傍点一引用者
- 10) 全国町村会『全国町村会史』1958年8月, p.605
- 11) 同上 p.602
- 12) 野呂栄太郎「日本資本主義現段階の諸矛盾」『野呂栄太郎全集』上, 新日本出版社, 1965年2月, p.337-338
- 13) 遠山茂樹・今井清一・藤原彰著『昭和史』新版 岩波書店, 1959年8月, p.54
- 14) 同前『市町村立小学校教育費問題精義』によれば, 1929年1930年の学級整理の状況は次のとおりであった。

表—16 学級整理の状況

年度	整理減に係る市町村数	学校数	学級数
1929	101	114	202
1930	759	913	1,061

- 15) 教員は厳密な意味での官吏にふくまれない。身分としては、官吏待遇あるいは待遇官吏として扱われていた。教員の身分・地位については、平原春好「戦前における教師と職場」中内敏夫・川合章編『日本の教師3職場のしくみ』明治図書, 1970年7月を参照されたい。
- 16) 守屋典郎『新版日本資本主義発達史』青木書店, 1969年6月, p.254
- 17) 『産業労働時報』No.14. 1930年9月号, p.16
- 18) 同上『全国町村会史』p.91-92
- 19) 同上 p.609
- 20) 同前『市町村立小学校教育費問題精義』p.18
- 21) 『教育時論』第1695号, 1932年7月15日
- 22) 『帝国教育』1931年3月号, p.21-23
- 23) 強制寄付の「違法」的性格についてはすでに指摘されているところであった。1930年8月14日付『東京日日新聞』は次のような3段抜きの見出しで強制寄付問題を報道している。「小学教員に寄附の強制／許可なきものは法度／無理な学級整理も許さず／内務, 文部両省から通牒」
また, 第59帝国議会において政友会の加藤知正が司法大臣にたいし「寄附強要は刑法にふれるが何故に検挙しないのかと詰問した」(山根儀重「第五十九議会の教育問題」『帝国教育』1931年4月号, p.11-12) ことは, 彼の猿芝居にすぎないにせよ, 強制寄付の性格をよくあらわしている。
- 24) 『産業労働時報』No.23, 1931年7月号, p.82
- 25) 同上 p.78-79
- 26) 『明治以降教育制度発達史』第7巻, p.94-95

27) 『新興教育』1931年7月号, p. 73

28) 1933年3月衆議院で「地方財政調整交付金制度制定」についての建議案が可決されて以来、町村会の請願運動の重点が「地方財政調整交付金制ノ確立」に移ったが(『全国町村会史』p. 611-617), これは義務教育費国庫負担金を実質的に地方財政調整の機能をもっていたことを意味している。

29) 各年度の退職者数の変動がどのようなものであったか

について別の方法によって推論してみたい。表は、各年度の小学校教員総数と師範学校卒業者総数から機械的に退職者数を算定したものである。ここでは師範学校卒業者が全員ただちに採用されたものと仮定されている。いうまでもなく、新卒者が全員しかもただちに採用されることはなかったが、同時に師範学校卒業以外からも教員として採用された者も少なからずいたことを考慮するならばあながち不当な推論といえないであろう。あくまで正確な数字というより傾向的なものを把握することに満足しなければならない。これによれば、1930年3月度における退職者数が最も多かったと思われる。これは、一応、実際の状況と照応する。『新興教育』(1930年10月号, p. 6)は1930年の失業教員は1万5千と伝えている。ただ残念なことは、1929年以前の休退職状況について資料を入手していないことである。当局が当時の実情についての正確な資料整理と公開を避けたこともその理由のひとつなのであるが。この結果、1890(明治23)年以来、一貫して増えてきた小学校教員総数が1931年度にいたってはじめて減るという異常事態が生じたのである。

年度	小学校教員総数	師範学校卒業者数	推定退職者数
1926	216,831	13,519	4,658
1927	225,692	13,186	9,690
1928	229,188	13,935	9,647
1929	233,476	13,204	11,881
1930	234,799	12,223	13,160
1931	233,862	7,854	3,201
1932	238,515	10,433	2,225
1933	245,723	9,440	2,569
1934	252,594	8,424	3,327

30) 『新興教育』1930年10月号, p. 30

同 1931年2月号, p. 101-102

31) 同上 1931年2月号, p. 102

32) 『教育週報』第412号, 1933年4月8日

33) 『教育週報』第351号, 1932年2月6日は、教員の休退職状況と師範学校新卒者の就職状況との関係について次のように論じている。

「こゝ二三年の間、財界不況の爲め各小学校では中々教職を退くものが少なくなり、一方学級短縮等が行はれる爲めに毎年師範学校の新卒業生の配置に各府県学務部で頭を悩ます状態にあった。殊に昨年度に於てはその処置に困った点も少なかったが、それも原因となつて文部省に於ては昨年度より二部を二年制とした爲め、本年は二部の卒業がなく幸ふじて配当し得るとの予想をたてゝある。之を文部省の調査によつて見るに、昭和四年度に於ては新卒業生16,561名に対して淘汰以外による休職者並に退職者総計11,087名で新卒配当の爲淘汰による休職並に退職者は2,878名であつたのに対して、昭和五年度に於ては新卒総数15,634名、淘汰以外の休退職者数10,589名となつてゐるのに反して配当の爲の淘汰は3,608名となつてゐる。これによつて見ても、明らかなる如く淘汰以外の休退職者は少なくなり、その爲め自然無理な淘汰をなさねばならぬ現状となつてゐる。昭和六年度はまだ調査されてゐないが、約四千名の淘汰がなされた模様であつた所が本年は前記の如く新卒業生が約四千名程減る爲めにこの受難は漸く逃れ得る見込である。だが比較的高給の老教員が中々退職せず従つて若い教員でも淘汰しなくてはならぬので、各府県当局ではその点は矢張り頭痛の種となつてゐるらしい」(傍点一引用者)

34) 『教育週報』第412号, 1933年4月8日、休退職者数についても「五千に達するのは略疑いのない所」と伝えている。

35) 『新興教育』への読者の投稿・通信はこの事実をつたえている。

×××県 内田芳夫「反動的教化機関へ参加するな」(1930年10月号, p. 25-26)

- ××× 藤原つね子「強制出費と戦へ」(同上, p. 28-30)
 東京 松山津留夫「反動教員会絶対反対だ」(1930年11月号, p. 32-33)
 京都 吉川 正「反動の都京都市から」(同上, p. 38-40)
 神奈川 小川啓一「錯覚を持つ同僚を救へ」(1930年12月号, p. 44-46)
 京都 若杉哲雄「死の都京都の反動ブリ」(同上, p. 49-51)
 群馬 有 古平「共済会を叩きつぶせ」(1931年1月号, p. 6-7)
 京都 今春信雄「この反動教育会を見よ」(同上, p. 11-13)

36) 表-17 争議原因

年 度	資本家の攻勢 (件)	%	労働者側の要求 (件)	%
1928	224	54.6	247	45.4
1929	482	62.8	286	37.2
1930	811	78.4	224	21.6
1931	944	63.5	542	36.5
1932	846	67.9	398	32.1
1933	546	52.0	505	48.0

『日本労働年鑑』昭和5年, p. 182, 昭和9年, p. 196より作成

37) たとえば、海員協会の体質について内務省は当惑げに次のように分析している。

「会員中ニハ会社重役、通信省其他ノ官吏等加入シアリ、曾テ第十三回国際労働総会ニ際シテハ会員中ヨリ労働代表及資本家代表両者ノ顧問ヲ選出セルガ如キ奇現象ヲ呈シタルコトアリテ、純然タル労働団体ト称シ得ベキヤ否ヤニツキ疑問視シ居ル向アリ」(『社会運動の状況』昭和6年, p. 704)

したがって、組合幹部が資本家の攻勢に「協力」的態度をとったとしても不思議ではなかった。たとえば海軍労働組合連盟は、1931年4月軍縮を理由に組員約8,000名をふくむ約9,100名が解雇される事態に直面してもなんら反対闘争を組織しなかった。『社会運動の状況』昭和6年は次のようにのべている。

「本解雇問題ニ対シテハ、当局ハ勿論可能ノ範囲ニ於テ、十分酬ユル処アルト共ニ、又各関係地方政官庁、自治体等協力シテ解雇者ノ救済ニ斡旋シ相当実効ヲ収メタル結果、本組合ニ於テモ何等不穏ノ行動ナク四月九日『軍縮整理ノ諸条件ハ連盟ノ要求トハ相違スルモ、国家ノ現状、軍縮ノ精神等ニ鑑ミ之ヲ容認』スル旨声明書ヲ発表、爾来専ラ内部ノ結束ニ努メ日本労働倶楽部ニ対シテモ現ニ加盟保留ノ状態ニ在リ」(p. 701)

- 38) 『社会運動の状況』昭和9年 (p. 1045) によれば、労働組合が関与したストライキ全体のなかで全協指導下のものは、1930年14.0%, 1931年9.9%であった。
- 39) 除名された左派勢力は、当時全農組織の約60%を占めていたが、7月に「全農改革・労農政党支持強制反対の全国会議」(略称「全農全会」)を結成して、独自の闘争をおしすすめるにいたった。
- 40) 「マルクス主義の立場から各分野にわたる諸問題を解明するという仕事は、日本人の手によって総合的に行なわれたのは、この『講座』が、最初であり、その点、特に意義があるといえよう」渡部義通・塩田庄兵衛編『日本社会主義文献解説』大月書店、1958年, p. 223
- 41) 村田陽一「最初に日本へ紹介されたレーニンの文献」『経済』No. 72, 1970年4月号, p. 411
- 42) 蔵原惟人・手塚英孝『物語プロレタリア文化運動』上, 新日本出版社, 1967年, p. 166-167
- 43) 中央公論社『中央公論七十年史』1955年11月, p. 212。同書によれば、1927年から1931年にかけての『中央公論』の編集内容は「無産政党抬頭・マルキシズム時代」と表されている。
- 44) 横山春一編『改造目次総覧』上巻, 新約書房, 1966年12月, p. 28

45) 『新興教育』1931年3月号, p. 56

46) 佐木秋夫「創価学会の思想と行動」柳田謙十郎・佐木秋夫編『現代日本宗教批判』創文社, 1967年7月, p. 127

第二章 日本教育労働者組合の成立

(1) 全日本教員組合準備会から日本教育労働者組合準備会へ

1930年5月25日合法的組織として発足した全日本教員組合準備会は、主に講演会活動を中心とした宣伝・組織活動をおしすすめ一定の成果をあげた。しかし、活動家の合法的活動と公然活動との混同、秘密活動技術の不慣れなど組織活動上の未熟さは¹⁾、警察権力や当局の干渉・妨害をまねき次第にゆきづまり状態に陥っていった。そのため影響・組織範囲は東京、神奈川、埼玉など関東地方の一部にとどまった。こうした事態に直面して、準備会の指導的メンバーのなかでは、非合法的組織への移行を主張する見解が支配的になってきた²⁾。

合法的活動・組織の不可避的な限界・制約にたいする彼らの判断は、当時の政治情勢の特質にてらしてみたととき、基本的に正当なものであった。1928年3月15日の日本共産党をはじめとする左翼運動にたいする全国的弾圧を境に天皇制権力の治安政策・弾圧体制は新たな段階に入っていた。ここで、あらためて弾圧政策の実体についてややくわしくたちいることは決して無意味なことではないであろう。なぜなら、一部の研究者にはそれほどの深い考えと根拠もなしに当時の教員とその組織が思いのままふるまえたかのごとくみる傾向があるからである。

治安警察法(1900年)を発動した階級的な政治運動・組織にたいする弾圧は一貫しておこなわれてきた。その弾圧形態の特質は、政党や労働組合を、解散・禁止など手段によって、事実上集会・結社の自由を剝奪するところにあった。1901年の社会民主党の結党禁止(第8条適用)、1921年の日本社会主義同盟にたいする解散命令(第8条適用)、1923年6月の日本共産党第一次弾圧(第28条適用)、そして1928年4月10日における労働農民党、日本労働組合評議会、全日本無産青年同盟にたいする解散命令(第8条適用)は、すべて治安警察法の行使によるものであった。また、同法第5条は、「官立公立私立学校ノ教員学生生徒」の「政事上ノ結社ニ加入スルコトヲ」禁じて、その政治活動の自由を奪った。さらに、弾圧政策は、1925年4月22日の治安維持法成立によって一段と強化された。治安維持法の目的は、「国体(若ハ政体)ヲ変革シ又ハ私有財産制度ヲ否認スルコトヲ目的ト」(第1条)する団体の加入者にたいし懲役10年以下の重刑を処すところにあった。1928年6月、治安維持法は改悪され、従来懲役10年の最高刑は死刑ないし無期懲役に引きあげられた。改悪案は、帝国議会内で強い反対のため審議未了に終わったものを、緊急勅令によって公布されたものである。それは、新たな段階に入った階級闘争、民主主義的運動の徹底的な破壊を唯一の狙いとしていた。さらに罰則事項の極端な強化とともに、「目的遂行」罪が新たにもうけられたことによって、直接の組織責任者ばかりでなくあらゆるかたちの支持者・協力者にもその適用範囲が拡大された。「目的遂行」罪の新設は、治安維持法の拡大解釈と恣意的乱用を可能とさせ³⁾、思想・信条の自由さえおびやかされるにいたったのである。これ以降、ある程度合法性をもちえていたプロレタリア文化運動や科学運動も事実上の半非合法的状态に追い込まれていった。この治安維持法の成立とその改悪は、特別高等警察が全国的に設置されたことによって機構的にも補強された。特別高等警察は、幸徳秋水事件を主要な動機として1911年8月に警視庁官房に置かれたが、さらに1923年の共産党第一次弾圧と関連して北海道、長野、神奈川、愛知、京都、大阪、兵庫、福岡、長崎等の10

府県に「特高課」が創設された。1928年の3・15弾圧事件のあとには、残るすべての県に特高警察課が設置され、主要な警察署に特高係が配属されるにいたった。弾圧体制の地方的確立とあわせて、警保局保安課には、検挙・取調べの司法警察権をもつ警務官若干名と数十名の警務官補が配備された。彼らは特高警察の指揮権をもっていた。同時に、マルクス主義文献の普及に対応して警保局図書課の要員も増やされた。特高課は、一般警察から機動的、財政的に全く独立しており、内務大臣とその直接指揮下の警保局保安課に直結していた。内務省で定例会議として招集されていたものは特高課長会議だけであった⁴⁾。1928年の治安維持法改悪、特高警察網の全国的確立は、弾圧体制の質的強化を意味するものであった。この年を画期として階級的立場を堅持する政治運動、労働組合運動は非合法状態に追いこまれることになった。すでにのべたように、1928年4月10日の労働農民党などにたいする解散命令はそのことを事実をもって示した。さらに、1928年12月に共産党の政治方針とは別個に大山郁夫らが結党した「労働者農民党」も合法的形態をとったにもかかわらず、結党後わずか3日目に禁止されたことも、合法的運動・組織の限界を如実にあらわしていた。労働組合運動の分野も同様で、評議会加盟各組合の地方的再組織は禁止され、その後身である日本労働組合全国協議会は最初から非合法的活動をよぎなくされた。

以上のような飛躍的に強化された治安・弾圧体制のもとで、階級的立場を堅持した教員組合運動を展開しようとすれば、非合法的形態への転換は必然的であった。なぜなら、合法的範囲にその活動を限定することは、自らの政治的生命を断つことを意味していたからである。しかし、もとより当時とめられていた運動・組織論の核心は、単純な非合法的活動か合法的活動かの二者択一にあったのではなく、非合法的活動と合法的活動の結合とその具体的形態の追求にこそあった。合法的活動の余地が狭くなればなるほど、合法的活動の可能性を最大限追求することが求められていた。そのような考えはすでにあった。指導者のひとり山口近治は次のような構想をもっていた。

「そんな次第で合法的組合の構想は準備会にして早くも解消しましたが、それまでの小生としては合法的活動を出来る限り追求展開していく方針でした。具体的には準備会の綱領の示す闘争、規約の示す組織の編成です。といっても当時は合法的組織でも教員がこれに加盟すれば左遷首切りは覚悟せねばならぬ時代でしたから、現職を離れてる人たちを表面に出した組織を作り、背後に非公然的現職の人たちの組織を固めてゆく方針でした。非合法にするかどうかどうかは、その闘争を進めていった上で、実際の動きをみて再慮すればよいという考えでした」⁵⁾

このいわば二重構造的組織の構想は、徹底されないまま合法的組織全日本教員組合準備会が発足したのである。そして一部メンバーの性急な活動と組織活動上の未熟さから警察と当局の弾圧を招いたのであった。一転して、非合法的教員組合への移行がめざされることになったが、しかしなお合法的活動・組織をどのように確保するかは重要な組織問題として残っていた。この局面をきりひらき、非合法的教員組合の結成にふみきらせる直接のきっかけとなったのは、プロレタリア科学研究所々員山下徳治らによってすすめられていた教育科学研究機関の合法的設立の構想であった。それは、当時、山下徳治を中心とした読書サークルの一員であり、同時に全日本教員組合準備会の専従的活動家のひとりであった宮原誠一によって伝えられた⁶⁾。

山下徳治を責任者とするプロレタリア科学研究所教育部会は、機関誌『プロレタリア科学』をつうじて一定の理論活動をおこない、陣容的にも確立しつつあった。こうした経過と理論的

蓄積とが独立した教育科学研究機関を設立する構想の背景となっていたことはいうまでもない。また非合法的形態をよぎなくされている階級的教員組合運動にその合法的活動の場面を与えようとしたことも設立の有力な動機となった。教育部会は、1930年5月11日のプロレタリア科学研究所第2回総会において、いくつかの理論活動上の課題とともに、「全国のプロレタリア教員同盟促進の問題」を提起し、それにもとづき実際にも全日本教員組合準備会の講演活動に講師を派遣するなどの積極的な協力をおこなってきた。山下徳治自身、準備会の指導的メンバー山口近治、増淵穰らと接触をもち、しかも教員組合運動の現状について熟知していたことも、両者の提携をより容易なものにした。研究機関設立の構想が具体化されるなかで、準備会メンバーと山下らとの間で、教育科学研究機関と教員組合との関係について話しあいと合意がなされた。そのことは、準備会メンバーに、教育科学研究機関が非合法的教員組合にとって合法的機能を果しうるという確信をあたえ、彼らの非合法的組織発足への決意を強く固めさせることになった。ここに、変則的とはいえ、非合法的活動と合法的活動の結合の組織的表現をみることができよう。これにより非合法的教員組合運動の活動範囲は飛躍的に拡大されることになった。この教員組合と教育科学研究機関との協力関係にあらわれた歴史的特質は、当時の前衛党と階級的労働組合運動が非合法下で独自の政治的宣伝・教育活動を効果的に展開できない状態のなかで、左翼的文化・科学運動が、マルクス・レーニン主義理論や思想の普及に重大な役割を果たしたという全体的な歴史状況のなかで理解されるべきであろう。

1930年8月19日に合法的な教育科学研究機関として新興教育研究所（略称「研究所」）が発足するが、ほぼ同じ時期に全日本教員組合準備会は非合法組合をめざして日本教育労働者組合準備会に非公然で切りかえられた。この間の事情を山口近治は次のようにのべている。

「準備会の拡大のために動いていたメンバーの間で、このまま合法組合でいくか、非合法組合にするか議論がかわされている時、プロ科の教育部会を担当していた山下徳治氏や、浅野研真、池田種生氏等を中心として、階級的立場にたつ教育の建設を使命として、新興教育研究所（略称“新教”）が合法的に設立された。

この新教の設立は、その研究成果が組合の活動に役立つばかりでなく、その読者網にそって進歩的教員との連絡をつける期待をわれわれにいだかせた。合法的組合を作って地方との連繫へ足掛りにしようとしたわれわれの意図は、新教によって果しうるとの見通しを持たせることとなった。

新教設立の計画が具体化するに至って、私も踏み切った。話は急抛まとまり、合法的な組合（準備会）は非合法の組合に切りかえることにし、新教の創立と前後して、最初から非合法の教員組合の設立を意図して、新たに日本教育労働者組合（略称「教労」）準備会を結成し、それとともに指導部は全部地下にもぐった⁷⁾

(2) 新興教育研究所の創立と日本教育労働者組合成立

新興教育研究所は、進歩的教育研究者を結集し、しかも階級的立場を明確にうちだした教育科学研究組織・機関であった。それは、当時として唯一の機関であったばかりではなく、日本の歴史上最初教育科学研究機関でもあった。規約では、その目的を「プロレタリア教育の研究・建設⁸⁾」とした。創立宣言においてもまた「国際的プロレタリア科学の鎖の一環としての新興教育の科学的建設」をめざすことがうたわれ、より具体的には『『新興教育研究所』に依って果さるべき当面の階級的任務は、反動的ブルジョア教育の克明なる批判とその実践的排撃であり、他方、新興教育の科学的建設とその宣伝である⁹⁾』と明確に規定された。所員の構成は、

プロレタリア科学研究所教育部会の山下徳治、浅野研真らをはじめ、秋田雨雀、茂森唯士、平田良衛、寺島一夫、李北満などプロレタリア科学研究所所員が各部門から少なからず参加した。また、教員出身として佐野五郎、本庄陸男、北村孫盛、教育ジャーナリストとして池田種生、上田唯郎が加わった。日本大学の教員であった矢川徳光も当初からの所員であった。1930年9月下旬、最初の研究所総会が開かれ、山下徳治が所長に、書記局として山下をはじめ北村孫盛、宮原誠一、佐野五郎、本庄陸男の5名が選ばれた。研究所の運営は書記局を中心にすすめられた。

研究所の理論・イデオロギー活動は研究会を主体にしておこなわれた。創設当時の研究会として次のようなものがおかれた¹⁰⁾。実験児童学研究会、学齡前児童教育研究会、学齡児童教育研究会、成人教育研究会、教育科学研究会、教育制度研究会、農村教育研究会、植民地教育研究会、児童芸術研究会、ピオニール研究会、学生運動研究会、教育労働者組合研究会。これらの研究会がすべてただちに活動をはじめたわけではなかった。1931年2月8日の臨時総会では研究会の新設と改組・廃止がなされた¹¹⁾。研究会活動の成果は逐次『新興教育』誌上に発表された。理論・イデオロギー活動の主要な内容は次のようにまとめられるであろう。第一に、天皇制教育政策・制度・イデオロギーの批判がなされた。また帝国教育会、教員会など官制的教育団体の実体・イデオロギーにたいする批判、教化団体にたいする批判も活発におこなわれた。第二に、ソビエト教育の実際やエドキンテルンの諸活動について詳細に紹介された。第三に、教育内容・教材の研究もなされた。初期にはほとんどなかったが、読者の強い要望もあって次第に研究が強化された。第四に、マルクス主義教育理論・思想の解明も重視された。また、プロレタリア科学研究所々員などの協力によって政治・経済情勢を分析した論文も積極的に掲載され、その意味では狭い専門誌におちいらなかった。これらは、多くの場合、理論的未熟さ、生硬さをもっていたが、階級的観点を堅持した意欲的な研究・執筆活動は、教員大衆の階級意識形成に重要な役割を果たした。

研究所は教育科学研究にとどまることなく、日本教育労働者組合準備会の合法的な情報・宣伝的機能を受けもつものとして位置づけられていたことはすでにのべたところである。研究所が、日本教育労働者組合準備会と密接な提携関係にあったことは、新興教育研究所創立宣言のなかにはっきりとあらわされた。創立宣言は、教員組合運動との関係を次のように規定した。

「現実の社会問題の具体的分析並に一切の科学の真理に対する教育労働者の眼は、支配階級の企画に依る政治的疎外に依って全く矇昧にされた。そのことこそ現在の如き反動教育の硬化を招来したのである。社会生活に対して政治が支配的である限り、教育の目指す人間的解放は、政治的自由の獲得なしには、幻想以外の何物でもあり得ない。組織には組織を以てする教育者の政治的実践の現実形態は××的教育労働者の団結に依る教育労働者組合運動でなければならない。

教育労働者組合はわれわれの城塞であり、『新興教育』はわれわれの武器である¹²⁾」

さらに、『新興教育』の創刊号の巻頭論文である山下徳治「新興教育の建設へ——教育者の政治的疎外——」においても同じことが読みとれる。

「教育者の××階級の偽×政策に依る政治的疎外、政治的黙殺に対する爆露、排撃又それよりの自己解放運動は、吾々の政治的実践の出発点である。吾々の研究はいかにして歴史的範疇としての政治的自由を理解し、且つ世界史的使命の遂行のため、現段階に於ける吾々の政治的実践の現実形態が何であるかの基本的問題である¹³⁾」

このように提起したあとそれに答えるかたちで次のようにのべている。

「吾々の政治的実践の現実形態は、直接生産労働に従事する労働者、農民を主体とするプロレタリア運動の同一陣営内に於ける一翼としての教育労働者組合の結成である。制度の前には、孤立し、分散した個人の力は絶対に無力である。制度には制度を以て、組織には組織を以て、団結には団結を以て現実的闘争に備へるのが政治の具体的実践である。教育労働者組合の結成は絶対的に必要となつて来た」

「教育労働者組合の結成は、×××××階級の反動教育に対する階級闘争の唯一の武器である」¹⁴⁾

研究所と日本教育労働者組合準備会との組織的關係は次のようにされた。研究所組織部が日本教育労働者組合準備会フラクシオンによってのみ構成された。これは、『新興教育』読者の掌握・連絡、さらにその組織化が全面的にフラクシオンの統制下におかれていたことを意味する。フラクシオン以外の所員はいっさい関与できなかった。これは、自主的な組織のあいだのあり方からみれば不正常な形態であったが、組織秘密を厳守するという防衛上の観点からみてやむをえない措置であった。研究所が非合法組合の合法的な情報宣伝機能を分担するという関係者の合意と当時あった非合法活動にたいする無条件的な支持の雰囲気があることがそうした事態を暗黙裡に了解させていた。しかし、こうした関係から不可避免的に生ずる一部所員の「秘密主義」と研究所の日本教育労働者組合準備会への「従属的」関係は、一般所員の意欲を最大限引きだすような運営を妨げることになり、のちに一定の内部矛盾が露呈することになった。

満腔の決意と期待をもって機関誌『新興教育』は創刊された。9月創刊号は約4,000部発行されたが、返品はほとんどなかったという¹⁵⁾。『新興教育』の発刊と普及は全国的教員組合結成の主体的条件を大きくきりひらいた。第一に、読者の多くは、受動的・一般的購読者ではなく、すでに『戦旗』『プロレタリア科学』などの左翼出版物をつうじて、一定の階級的自覚をもっていた¹⁶⁾。彼らの階級的情熱・積極性は『新興教育』によって激しくかきたてられた。第二に、『新興教育』は、闘争の基本的戦略的目標が階級的教員組合の結成にあるという確信と展望を与えた。研究所の教員組合にたいする鮮明な関係と方針は、容易に理解され、少なからぬ読者の支持と共感を受けた。1930年10月号、11月号の投稿の多くは、教員組合の結成を切望するものであった。「全国の教員諸君、俺達の欲して居るのは全国的統一的教育労働者組合だぞ」(沖繩嶺×生)¹⁷⁾は彼らの意思を最も端的に表明していた。彼らの決意がいかなるものであったかは説明を要しないであろう。

朝鮮 桜井××

「私は最近断然教育労働者組合をつくる必要をみとめて、今日まで若い教員の間に同窓会という名目で形づくらせつゝあります。大きな期待はもてませんが私達も教育労働者組合運動のため、『新興教育』のため、小さな力なりとつくしたいと考えております」¹⁸⁾。

井の川 純

「教育労働者の未組織を組織的ならしめることが必要ではなかろうか。之に関して私の言わんとする処は、尚之に関連して他の重要な問題を、新興教育において取扱はれるべきだと思ふ」として「教育労働者の未組織への執拗なる働きかけ(教育労働者組合結成への努力)に関する理論及び実践の問題」をとりあげることを要望している¹⁹⁾。

東京 呑 生

「吾々は吾々の組織、教育労働者組合の実情と内容を知りたくてたまらなかったのだ。だが創刊号にも十月予告にも一言もふれていないのはどうした事だ。只教育労働者組合の旗の下に／＼と叶鳴っても田舎の教師にもちっともビント来ないぞ

.....
吾々の戦略及ゴク具体的な一般戦術を示してくれ。例えば、前に解散(?)になった小学校教員連盟(?)なんかの取った戦術、及その批判なんかをやってくれ」²⁰⁾

第三に、全日本教員組合準備会時代に影響をもちえなかった地方をふくめ全国的な規模に読者層がひろがった。樺太、北海道、沖縄をはじめ、植民地朝鮮、台湾にも読者をもった²¹⁾。読者からの通信・投稿数は、掲載がはじめられた1930年10月号から同年12月までに限っても55にものぼったが、その地域的分布は次のとおりである。数字は掲載数を示す。北海道2、秋田1、山形1、茨城2、東京11、神奈川2、新潟4、石川1、福井1、山梨1、長野1、岐阜1、静岡1、三重1、京都3、大阪2、兵庫2、奈良1、和歌山1、鳥取1、島根1、岡山2、長崎2、熊本1、沖縄1、朝鮮2、であった。さらに、左翼の出版物を扱っていた書店でも公然と販売されていたので、当時の階級的労働組合運動、プロレタリア文化運動と組織的つながりをもたない教員層にも浸透する可能性をもっていた²²⁾。

教員組合運動の「武器」としての使命をもっていることを宣言した『新興教育』が、天皇制権力にとって決して祝福される存在でなかったことは、日本教育労働者組合の綱領的文書「日本に於ける教育労働者組合運動に就いての一考察」を掲載した1930年11月号が発売禁止処分の洗礼をいちはやくうけたことにあらわれている。ひきつづく12月号も発禁処分をこうむった。その前途はいささかも約束されたものではなかった。発禁処分は出版活動にたいする弾圧の常套手段のひとつであったが、誕生まもない『新興教育』にとってその打撃は小さくなかった。とくに財政的打撃は著しかった。二度にわたる発禁処分による被害総額は500円以上にのぼった²³⁾。その後の『新興教育』の定期発行に深刻な影響を与えることになった。さらに、権力の一方的判断にもとづく発禁処分の攻撃は、店頭販売方式がきわめて不安定であることを意味した。ただちに組織的配布との併用をよぎなくされたが²⁴⁾、それは広範な教員層への販売・普及を妨げた。組織的配布の場合、誌代の回収のうえでも新たな困難をもたらした。組織的配布網の確立は容易な課題ではなかった。とくに、中核的部分がほとんど未組織のままであり、しかもその多くが政治的組織的訓練に乏しい教員にとっては、発禁処分は、その事実そのものによってある種の心理的威圧感と恐怖心を植えつけた点において政治的効果をもっていた。確固たる組織的地歩をかためていないこの段階での先制攻撃は手痛かった。

新興教育研究所への攻撃は『新興教育』の発禁処分にとどまらなかった。それは全く予想しない方面からおきた。新教朝鮮支局準備会への弾圧に関連した所長山下徳治らの検挙がそれであった。日本帝国主義支配下の朝鮮の泗川郡昆明公立普通学校長であった上甲米太郎は、1930年10月頃から『新興教育』を指針に教員組合の結成をめざした活動をおこなってきたが、1930年12月5日治安維持法違反で検挙されるにいたった²⁵⁾。この政治的弾圧にともなって山下と井口進は逮捕され、朝鮮京城まで連行された。本格的な活動へふみ出そうとしていた新興教育研究所にとってこの弾圧は打撃であった。これを契機に新興教育研究所と日本教育労働者組合との変則的な組織関係の矛盾が表面化し、翌1931年2月の臨時総会において研究所は文

化団体としての独自性をめざす方針を採用することになる²⁶⁾。

日本教育労働者組合の創立大会が秘密裡に開かれたのはこのような情勢のもとであった。1930年11月東京東中野の山下徳治宅に、東京・神奈川を中心に十数名があつまった。埼玉の代表も参加した。大会では、運動方針・組織方針が討議され、満場一致で採択された。これは防衛上の配慮から、渡辺良雄の架空の名による論文「日本に於ける教育労働者組合運動に就いての一考察」として『新興教育』1930年11月号に発表された。山口近治が起草した原案を山下徳治、宮原誠一、増淵穰、増田貫一、黒滝チカラらが集団で討議し、さらに山口が最終的に書きあげたものであった。大会はまたエドキンテルン規約をも採択した。すでにのべたように、教員組合運動として継承すべき理論的遺産を十分もちえなかった当時の状況としては、エドキンテルンの規約は実践的指針としてきわめて重要な意義と影響をもっていた。大会は、労働組合の階級的潮流を結集していた日本労働組合全国協議会への加盟を予定していたが、全協との連絡がつかなかったためその承認をえることができず、支持決議をすることにとどまった²⁷⁾。

日本教育労働者組合の成立は、二十数万の教員が自らの生活と権利を擁護するために、最も基本的な団結形態である労働組合組織を結成したことを意味している。軍事的警察的天皇制の弾圧体制下において非公然組織をよぎなくされたため労働組合の本質的条件のひとつである大衆的組織としての実質をいまだ備えていないという歴史的制約をもつにせよ、その組織的端緒をきづいたところに大きな意義をもったといわなければならない。とりわけ、次のような主体的条件の質的強化は、日本教育労働者組合の階級的大衆的發展の展望と現実的可能性をきりひらいていた。第一に、大恐慌のもとで労働者・農民をはじめとする人民諸階層の諸闘争が新たな昂揚期をむかえたことにささえられて、日本教育労働者組合の指導的活動家の階級闘争にたいする認識と視野は著しくひろがり、闘争の戦略的方向にたいする政治的・理論的確信は強固なものになったことである。それは全戦線的規模で発展している階級闘争のなかに自らの闘争と組織を位置づけることを可能とさせた。彼らが労働運動の階級的潮流との政治的・組織的連繫を目的意識的に追求したことにそれは反映していた。当時、前衛党の政治路線上に少なからぬ弱点・欠陥があったことは否定できず、政治的・組織的指導の点でも不十分ではあったが、彼らの政治的資質、革命的気概、組織的活動能力はそれと同質のものとなしえた。少なくとも、前衛党にたいする政治的・思想的一体感はそうした制約と限界をのりこえて運動を前進させる強力な原動力となった。第二に、合法的機関誌『新興教育』をもつ新興教育研究所との密接な協力・提携関係を確立したことである。そのことによって、全国的にひろがりつつあったしかし依然として分散的・孤立的・地方的性格を帯びた自然発生的な諸闘争を日本教育労働者組合の統一的方針と指導のもとに合流・結合させることがはじめて可能となった。以前の段階では、運動の影響範囲が特定の地域に局限され、その範囲をこえた地方における自然発生的闘争は相互に結びつきをもつことなく、したがって継承・持続は困難であった。『新興教育』の普及は、全国的な教員の生活状態、意識、要求の正確な把握を可能としたばかりではなく、先進的教員の組織化とこれを土台とした政治的指導を実現する条件をつくりだした。しかしながら、これらの主体的条件はあくまで端緒的な性格のものであり、その現実化は野獸的な弾圧下という特殊な政治的条件のもとでの根ばりづよい実践によってのみ可能であった。

〈註〉

- 1) 山口近治「非合法教員組合運動の追憶」教育運動史研究会『教育運動史研究』第12号、1970年5月、p.

『新興教育』1931年1月号「学校から」欄には読者の投稿として、全日本教員組合準備会時代の活動が次のように自己批判されている。

「僕は教育労働者組合を結成すべく五月東京府を中心に創立の運びに急いでゐた全日本教育組合準備会に加入して教育労働者の生活権の擁護の為に闘つて来た。然しその全教準備会は教育労働者組合の結成を急ぐあまり切迫せる客観的情勢及び教育労働者の主観的な力も考慮せず演説会やピラを以て公然と指導者の所在を明らかにしたため官犬の弾圧の前に改良主義的な日常闘争をすら展開する間もなく消え去ってしまった。かうして組合に加入して居た僕は又、あまりにも無暴に組合の演説会の宣伝や組合員の獲得を校長の目にも付く程大胆になしたため、遂に校長から辞職を強要されるに至った」(杉本金作「如何に闘争すべきか」p.5)

- 2) 黒滝チカラ氏の回想によれば、7月5日頃の会議でそうした議論がなされている(『野に出る教室第1部 松の花と暴風』シマ文庫、1968年4月、p.114)。
- 3) 「治安維持法による逮捕者の96%は、この『目的遂行』罪によるものであったといわれている」(大野達三「政治警察暗黒小史(その三)」『前衛』No.346、1972年11月号 p.228)
- 4) 杉本守義「特高警察の組織と運用」『ジュリスト』No.14、1952年7月15日号
- 5) 山口近治氏の私信、傍点は引用者
- 6) 宮原は1930年3月に水戸高校在学中休学処分をうけ、自宅に帰っていたが、5月に山下徳治の講演をきいて感動し山下を訪ねた。以後山下が指導する読書サークルに参加した(宮原誠一「教育への叛逆」井野川潔・森谷清・柿沼肇編『嵐の中の教育』新日本出版社、1971年12月、p.144-145)。なお、伊藤信雄氏の証言によれば宮原は6月上旬全日本教員組合準備会神奈川支部結成会議に出席したといわれている。
- 7) 同前「非合法教員組合運動の追憶」、p.108-109
- 8) 『新興教育』1930年10月号、p.85
- 9) 同上 1930年9月号、p.3
- 10) 同上 1930年10月号、p.86
- 11) 同上 1931年3月号、p.65
- 12) 同上 1930年9月創刊号、p.3、傍点一引用者
- 13) 同上 p.11
- 14) 同上 p.13
- 15) 池田種生『プロレタリア教育の足跡』新樹出版、1971年8月、p.152
- 16) 『新興教育』創刊号の広告は『戦旗』9月号、『プロレタリア科学』9月号に掲載された。この広告をみて『新興教育』の創刊をはじめて知った読者もいた。また、『農民闘争』9・10月号にも『新興教育』10月号の広告が出された。これ以降、これらの雑誌は「友誌」的關係をつくっていった。
- 17) 『新興教育』1930年10月号「学校から」、p.31
- 18) 同上「赤いチョーク」、p.59
- 19) 同上 1930年11月号「赤いチョーク」、p.50
- 20) 同上 p.55-56
- 21) それは読者からの投稿・通信によって容易に確かめられる。

権太 1931年2月号、北海道 1930年11月号、沖縄 1930年10月号、朝鮮 1930年10月号、台湾 1931年11月号

- 22) 海老原治善著『昭和と教育史への証言』三省堂、1971年11月によれば、当事者はおよそ例外なく書店の店頭から『新興教育』を入手したことを証言している。
- 23) 『新興教育』1931年1月号、p.72 これにたいし「新興教育防衛基金五百円募集に参加せよ」が呼びかけられた。
- 24) 直接配布網の確立は発禁処分に対抗する有力な唯一の手段として採用されていた。当時最も普及してい

た『戦旗』の場合、その全発行部数の60%以上が直接配布網をつうじて配布された。これによって発禁・押収だけでつぶされないだけの経営の基礎をつくりあげていた。(蔵原惟人・手塚英孝編『物語プロレタリア文学運動上』新日本出版社、1967年7月、p.168)

- 25) これについては、新藤東洋男・池上親春『日本帝国主義の植民地教育と闘った在朝日本人教師の闘いの記録—上甲米太郎と『新興教育』・教育者労働組合準備会事件(1930)—』人権民族問題研究会、1966年7月
- 26) 『新興教育』1931年3月号、p.65-66
- 27) 宮原誠一「教育への反逆」同前、p.146-147

第三章 日本教育労働者組合の基本方針と地方支部の確立

(1) 日本教育労働者組合の基本方針

日本教育労働者組合は、組織防衛上の配慮から正式な運動・組織方針書をもたなかったが、『新興教育』1930年10月号に発表された論文「日本に於ける教育労働者組合運動に就いての一考察」(以下「一考察」と呼ぶ)が実質的な綱領的文書であったことは当事者の証言からも明らかであった¹⁾。表現のうえでさまざまな配慮と工夫がなされているが、それは綱領的文書としての実質をそこなうものではなかった。日本教育労働者組合の基本方針を「一考察」からとらえることは十分に可能であると思われる。「一考察」は、日本教育労働者組合結成の目的、当面の闘争目標、さらに戦術的組織的諸問題を、教員がおかれていた客観的状态との関連において簡潔にしかも全面的に解明している。最初に「教員はプロレタリアの同盟軍たり得ないか」の設問にこたえるかたちで、過去の国際的国内的教員組合運動の経験が簡単に素描された。次に、教員が階級的意識をもたざるをえない社会的根拠が四点にわたって指摘された。これは、教員組合結成の客観的基盤・条件、その社会的必然性を明らかにしたものといえる。第一に、教員をふくむ「下層俸給者」のプロレタリア化、第二に、教員にとっての社会的進出・向上の可能性が失われていること、第三に、教育の反人民的・階級的性格にたいする批判意識の壊成、教員の政治的社会的活動を禁止し、無権利状態を強要している教育制度にたいする反撥、第四に、労働者・農民の急激な窮乏化と労働運動・農民運動の昂揚。

「一考察」は、以上の諸点を前提として、教員組合結成の目的を論じている。ここは、「一考察」のなかで最も核心的部分であった。まず、「二大目的」として、第一に、教員の日常の経済的・政治的要求の実現と「教員の完全なる経済的・政治的解放」、第二に、プロレタリア、貧農児童の物質的・精神的生活の擁護、具体的には日常学校生活の改善と反動教育の「撲滅」と「プロレタリア教育」の完全な獲得が主張された。これらの「二大目的」を成功的に達成するためにさらに次の二点がつけくわえられた。ひとつは、強大な全支配階級を「撃破」するためにはプロレタリアートとその同盟者である貧農大衆の指導が必要であるという見地から、労働組合・農民組合との密接な提携が強調された。もうひとつは、国内的に全国各地における先進的教員の闘争と組織が自然発生的・分散的状态にあるという現状認識から、それらを統一して教員組合に再組織編入する方針が確認された。国際的にも、特に帝国主義戦争開始の可能性が強まりつつある情勢のもとでエドキンテルンに結集する重要性が強調された。これらは次のように定式化された。

- 「1. 組織と闘争とに依って支配階級並びに其の一切の代弁人に対抗し、教育労働者の生活の維持改善を計り、プロレタリアートの勝利に依る一般的被圧迫大衆の解放と共に実

現されるべき教育労働者の完全なる解放のために闘ふ

2. 反動教育下のプロレタリア、貧農児童の物質的・精神的生活を守り、日常学校生活の改善に計ると共に、資本家地主教育の撲滅とプロレタリア教育の建設とのために闘ふ

3. 各産業労働組合、農民組合と緊密なる提契を結び、援助的地位に於て、その闘争の発展と勝利のために闘ふ

4. 国内及び国際に於ける教育労働者組合運動の戦線統一を期す²⁾」

この目的規定は次のような点で新たな内容と意義をもっていた。第一に、日常的経済要求の重視とともに、政治的要求・課題が目的のひとつとして明確に位置づけられたことである。従来みられた経済要求中心主義の傾向を脱却して³⁾、経済闘争と政治闘争の結合が打ちだされたことは画期的な前進であった。とくに中国への侵略戦争の危険性が増大した政治状況のもとで、反戦平和擁護闘争の方針が提起されたことは重要な意義をもっていた。第二に、組合の「二大目的」に、児童生徒の生活と教育にかんする要求の実現を含めたことも新たな発展であった。この点は従来戦略的に不明確であったが、エドキンテルンの理念の積極的摂取による成果と評価できる⁴⁾。教員自身の独自の経済的・政治的要求にとどまらず、児童生徒の要求をも重視したこと——それは教育実践の重視をも意味した——は、他の労働組合運動と区別される教員組合運動の特殊性を示すものであった。これは、のちに日本労働組合全国協議会への加盟にともなって生じた組織問題にかんする論争において、単独組合加盟を主張する教労側の重要な論拠となった。第三に、労働組合・農民組合との共同・提携の方向が明示的に確認された点である。これは後にのべるようなセクト主義的弱点をもっていたが、労働戦線の階級的統一をおしすすめるうえで新たな可能性をきりひらいた。第四に、教文協会時代から伝統的に堅持されてきたプロレタリア国際主義と国際連帯の立場が綱領的に表明されたことも重要な成果であった。民族排外主義的イデオロギーとの闘いは重要課題となっていた。

次に「一考察」は、当面の闘争目標、行動綱領を提起した。これは、目的規定のなかで明らかにされた戦略の方針がすべての活動分野と領域にわたって個別的に具体化されたものであった。目的規定の基本的妥当性は、この行動綱領によってより明確に確認される。いいかえれば、目的の定式化が教員と教育の状態にかんする具体的で全体的な現状分析によって媒介され基礎づけられていることを知れる。経済的要求は教員にたいする「合理化」攻撃の激しさを反映して多面的なものになり、減賃反対をはじめ賃金問題、労働時間の短縮、職場における民主的権利の確立などにわたった。賃金要求としては、最も切実であった「減俸及び初任給引下げ、昇給停止、強制寄附による実質上の減俸反対、並にその増額」「賞与、出張旅費、住宅料、当直料其の他諸手当の支給、及びその廃止、減額反対並びに其の増額」をふくめ、「最低俸給制の確立」「昇給期、昇給額の確定公示及びその履行」「資格的、性別による差別待遇撤廃、同一労働に同一待遇」「地方的差別待遇撤廃」がかかげられた。無定量労働を強いられていた教員にとって労働時間短縮の要求もまた重要であった。「教育労働以外の雑務反対」「休暇休日の強制出校反対」「始業前の強制出校及び放課後強制居残り反対」「執務時間の確定公示及び其の履行」「時間外労働に対する手当支給」「賞与削減、昇給延期なき女教員の生理休暇五日間及び産前産後十二週間の休暇獲得」「暑中休暇の四十日制確立」「農繁休暇実施の自由」などがそれであった。視学・校長などの専制的な学校経営・管理のもとで、職場における民主的権利にかんする要求は切実であった。「教育会、教員会其他官設諸団体への強制加入反対」「居住地の自由、旅行の自由、及び服装の自由」「恋愛、結婚、娯楽の自由」「懲罰制度撤廃」「視学、校長、父兄

間の贈賄的行為反対」が主張された。政治的要求としては政治的活動の自由を獲得することが緊急にもとめられた。「教員の政党加入並びに一切の政治的行動の自由」「十八歳以上の男女教員の選挙権の獲得」「言論・集会・結社・出版の自由」などの要求は基本的人権に属するものであったが、治安警察法などによって政治的無権利状態を強要されていた教員にとって決定的な意義をもっていた。また「教育労働者組合の組織並に活動の自由」「教員の罷業権獲得」は労働基本権の確立として重要であった。さらに帝国主義戦争に反対する方針もうちだされた。短期現役兵を義務づけられていた教員にとって兵役にかんする要求もまた切実であった。教育内容をめぐる要求としては次のようなものがかけられた。「資本家地主の利益×護の爲めの一切の反動教育反対」「国×××書反対、教員による教科目、教科書選択の自由」「軍×××教育に対する闘争」「宗教教育に対する闘争」「上級学校入学準備教育反対」「反動的職業指導反対」。教員の自主的な教育活動を保障する見地から「強制的指導授業、研究授業反対」「強制的展覧会、学会会、運動会反対」「講習会、研究会、競技会への強制出席参加反対」「受持学級の天下りの任命反対、教員の合議による受持学級の決定」「教員による受持学級経営の絶対自由」「教員の一般投票による校長選出」「視学制度の撤廃」「学務委員制度の撤廃」「教員による学校の管理経営権の獲得」が要求された。これらが職場における民主的権利の確立と不可分であったことは説明を要しないであろう。児童生徒についての要求は主にその教育条件の改善にむけられた。そこには、児童生徒の学習権を徹底的に承認、擁護する姿勢があらわれていた。「授業料の廃止」「児童に対する強制寄附反対」「国庫による無産児童の雨具、履物等の通学用具、学用品及び昼食支給」「虚弱児童、発育不全児童の保護、並に特別学校の設置」「国庫による無産児童の完全なる医療及び保健施設」「学習、体育及び娯楽の施設完備」がそれであった。さらに、行動綱領は教員と児童生徒の諸要求にとどまらなかった。「産業予備軍」を育成している師範学校にたいする要求や次第に軍事的・ファッショ的色彩を強めつつあった社会的教化団体・運動にたいする根本的批判をも含んでいた。

これらの闘争目標・行動綱領につらぬかれているものはなにか。それはいささかのあいまいさを許さぬ徹底した民主主義的権利意識・人権意識を媒介としたリアルな現実認識であった。教員の労働権・生活権・教育権にたいする断固たる承認と擁護であり、それは児童生徒の人格の尊重としてもあらわれていた。絶対主義的天皇制の専制的王政のもとで、このような闘争目標をかけたことは、彼らの思想的・理論的水準の高さを示していた。小学校教員連盟の綱領・スローガン、全日本教員組合準備会の綱領草案に比して日本教育労働者組合の闘争目標がもつ著しい特徴は、それが全面的であり、多様になっている点である。それは同時に、闘争目標が一般的・抽象的なものからより個別的・具体的なものへと発展していることを意味していた。これらが、現職教員の切実な要求や意識に合致したものであることは、『新興教育』に投稿された読者の要求によって裏づけられる。

最後に、「一考察」は、戦術的組織の問題について検討を加えた。第一に、合法的組織の限界と非合法的組織の不可避性が指摘された。第二に、組織単位を原則として学校分会におくことが強調された。また将来の方向として地域的組織の確立、それを基礎とした地方協議会、さらに全国的単一教員組合の結成が展望された。第三に、組織活動の方法・形態が指示された。「同僚の初歩的な獲得は、個人的接触に依る、日常的不平不満（減俸其の他の特別な機会には勿論）の激発を中心としてのアジ・プロを通じて、左翼雑誌などの読者会とか、やさしいテキストの研究会とかへの組織が一般普通であろう」また組織活動にあたっては「飽き飽きするほどの

粘り強さと執拗さとに依って一貫される精力的な活動」が強調された。

これまで「一考察」の積極的側面と成果に焦点をあわせてのべてきたが、同時に「一考察」には看過できない重大な欠陥と弱点がふくまれていた。それらは程度の差こそあれ教労の活動に否定的影響を及ぼしたことは明らかであった。第一に、革命闘争の戦略的課題に属す問題を教員の基本的大衆組織である教員組合の基本的目的のひとつに位置づけるという政治主義的偏向をおかしている点である。

「プロレタリアートの勝利に依る一般被圧迫大衆の解放と共に実現されるべき教育労働者の完全なる解放のために闘ふ」

「教員の完全なる経済的、政治的解放」

「俺達の完全なる勝利とは、唯此の×との徹底的な×××××指しているのだ」⁵⁾

伏字は「敵」と「革命闘争を」を示していると思われる。個々の組合員が自己の政治的信念あるいは行動指針として革命闘争にたいする積極的な見解と態度をもつことは当然のことであるが、それを大衆組織の任務・目的として決定することは政党と労働組合の同一視、混同であった。しかも、その前提となった革命闘争の基本的推進力の規定も、プロレタリアート、貧農に限定したセクト的なものであった。以上の必然的結果として、教員組合の任務を、「主隊」であるプロレタリアート、貧農にたいしその「援助隊」とみなすという革命戦略に直接従属させる誤りをおかすことになった。このような単純化と任務規定はまた労働組合運動全体のなかでも教員組合運動の特殊性を事実上不明確にするかあるいは過少評価するものであった。こうした偏向は、闘争目標のいくつかにも反映していた。第二は、社会民主主義にたいするセクト主義的態度であった。

「工場に大衆的ストライキが、農村に地方×動的の小作争議が頻発しないわけは有り得ないし、合法政党——社会民衆党だとか、全国大衆党だとか、労農党だとかの右から左までの社会民主主義者達の欺瞞を蹴とばして、労農大衆が怒濤の如く××化の道を進み出したのも全く背かれることだ」⁶⁾

「ブルジョアに屈服した左右社会民主主義者」⁷⁾

これが、当時の労働組合運動の階級的潮流に支配的であった「社会ファシズム」論あるいは「社会民主主義主要打撃」論と同一のものであったことは明らかである。この結果、労働組合・農民組合との提携の方針が提起されたにもかかわらず、実際には左翼的潮流との共闘に矮小化されていくことになった。教員にたいする社会民主主義的潮流の思想的・組織的影響がほとんどなかったのも、公然たる対立・抗争はなかったにせよ、こうしたセクト主義の方針が労働戦線の階級的統一、さらに反戦平和擁護を主要課題とした広範な統一戦線の結成が客観的に要請されていた情勢のもとで重大な障害となった。第三に、合法的活動にたいする過少評価と非合法主義的傾向があった。合法的活動が著しく制限され、合法的範囲に活動を限定することが不可能であるという判断と認識には一定の現実的根拠があった。しかし、非合法活動の不可避性とそれへの移行の一面の強調は、合法的活動にたいする過少評価と軽視をもたらすことになったといわなければならない。すでにのべたように、当時の運動・組織論の核心は、合法的活動と非合法的活動の結合にこそあった。非合法主義的傾向は、さらに情勢の主観主義的把握によってなお一層強められた。「資本主義の没落期」「資本主義経済の崩壊過程の異常な進行」などの一面の規定とそれにむすびついた「革命切迫」論は左翼陣営全体をかなりの程度までとらえていたが、それは非合法主義的傾向を生みだす「理論」的契機となっていた。こうした情

勢認識と非法主義が、戦術方針上柔軟な態度をとらせる余裕を失なわせ、方針提起の硬直化をもたらす要因になったことは否定できない。「一考察」の最初の部分における、過去の運動・組織形態とりわけ合法組織全日本教員組合準備会にたいする精算主義の総括はそれを端的に表現していた。

少なからぬ欠陥と偏向——それはもとよりすべて彼らひとりの力量と責任に帰せられるべきものでなかったが——にもかかわらず、「一考察」に凝集された彼らの理論的・政策的到達点は決して低いものではなかった。むしろ教員組合運動としての歴史的発展段階と軍事的警察的天皇制のもとでのさまざまな制約と困難を考えるならば驚くべき高さにあったといわなければならない。すでに四十年以上の歳月を経た今日においても、なお現代的な内容と光沢を失っていない。さらに、「一考察」に脈打つ思想的な堅固さとそれにもとづく全体的統一性は、それこそきわめてわずかな間に彼らの理論的水準を急速に引き上げた主体的要因であったが、それはまた欠陥と偏向を前進的に克服しうる展望をあたえるものでもあった。少なくとも日本教育労働者組合が発展する可能性は、理論的・政策的にひらかれていたといつてよい。問題は、組織の拡大と組織成員の長期にわたるしかも地道な組織活動の成否如何にかかっていた。

(2) 地方支部の確立

『新興教育』の創刊によって教員組合結成の方向は明確にあたえられ、しかもまた綱領的文書「一考察」によってその方向が理論的・政策的・戦術的にも基礎づけられた。各地の先進的教員は『新興教育』を指針としつつ教員組合の結成にむけて努力を開始した。多くの場合『新興教育』読者の拡大とその組織化から着手された。日本教育労働者組合の組織勢力がいまだわずかで、その直接的・組織的な働きかけがおよそ不可能な状態のもとでは、避けがたい組織形態であった。『新興教育』1930年12月号以降、「新教」読者会を組織した経験が誌上にあらわれはじめた。

金沢 榎本生

「創刊号が出てから俺達は直ぐ『新興教育』の読者会を組織した。第三号を受取る現在では最初のメンバーの倍に近い数になって居る」⁸⁾

岡山 一教員

「十一月号の『日本に於ける教育労働組合運動についての一考察』は実にすばらしい。あれを熟読し、俺達の日々の生活を反省し、俺達が与えられるものは、熱情と、決意と、実践への第一歩だ。少くとも俺と隣接校の男教員一名、女教員一名の三人はあれをキッカケに、闘争の、計画的な第一歩を踏みだしてゐる」⁹⁾

××読者会

「去る×日俺達新興教育の愛読者五名は最初の読者会を持った。……新興教育読者をふやすことが当面の俺達の唯一の任務であることを決定した」¹⁰⁾

1931年2月号はその経験がさらに豊富になっていることを示している。

和歌山県 草の茂

「俺達は『新教』一冊を武器に、反動の手先校長と主席を除いた全職員を獲得したぞ。俺達は先ず『新教の旗の下に』のスローガンで職場をガッチリかためよう。そして周到な科学的な行動の許に、全国的教員組合の結成へ進もうではないか」¹¹⁾

大阪 威田鉄夫

「十二月吾々大阪の××的教育労働者××名に依って輝やける『新教』精神に基き理論的に実行的に闘争に参加する事が誓はれたのだ。

俺達教育労働者の対立階級の最も整備せる大阪に於ける闘争は鉄の如き組織を以て成じなければならないのだ。

従って吾大阪新教読者会準備会は支局確立委員と協議の上闘争の武器たる組織の確立の為に全員をあげて戦ひ続けてゐる。然も此処数日中には正式に完成されるぞ」¹²⁾

同号には、山形県の経験も詳細に報告された。それは1930年12月から新年にかけて全教職員12名中7名を新教読者会に組織したというものであった¹³⁾。

これらのいわゆる新教読者会は、その実体からいって教員組合にはなお大きなへだたりをもっていたが、必ず近い将来全国的な教員組合へ組織的に合流するであろうという燃えるような確信と展望にささえられて次々と誕生していった。非合法的活動であったため、こうした組織がことごとくしかも順調に日本教育労働者組合地方支部へと発展したわけではないが、全体としてみればその組織的母胎となったことは明らかであった。全日本教員組合準備会時代から一定の組織成員を獲得していた東京・神奈川はただちに支部を確立した。これにひきつづいて地方支部がいちはやく結成されたのは沖縄県八重山であった。勉学のため上京していた大浜用立がオルグとして帰省し、彼が中心となって日本教育労働者組合八重山支部が結成された¹⁴⁾。八重山支部は、沖縄本島の動きとは全く関係なく、直接東京に結びついていた。最初は6・7名であったが、その後次第にふえ1932年12月に弾圧をうけたときには15名にまでなった。いわゆる「影響下」の教員は30名をこえていたといわれている。埼玉支部は1930年12月25日に結成された。すでに7月24日の全日本教員組合準備会主催の教育批判演説会に参加して組合結成を決意していた関口幸市は、自ら新興教育研究所と連絡をとった。『新興教育』の創刊号が発行されるとただちに配布をうけ「新教」読者会の組織化に着手した。5名の教員をメンバーとして獲得した関口は、1930年12月25日教労中央から代表を迎えて埼玉支部結成会議を開いた。支部責任者には関口が選ばれた¹⁵⁾。沖縄本島でも1929年の社会科学研究会事件で処分されたもと小学校教員平良文吉をつうじて、同事件で処分された他のメンバーとともに読書会が再建されつつあった。これが支部結成への足掛りになった。1931年1月3日新年宴会をよそおって創立大会がひらかれた。これには13名が参加した。しかし、2ヵ月もたない2月12日に弾圧をうけ、17名が検挙された。検挙された教員のうち13名が懲戒免職の処分をうけ教壇から追放された¹⁶⁾。同じ頃秋田においても支部結成の準備がすすめられていた。1930年9月から『新興教育』を購読していた工藤清八、畠山金四郎、平野順三、佐藤亀寿は10月末にいたって組合設立を計画した¹⁷⁾。11月にはいって、教労中央から山口近治が秋田に赴きその指導にあたった¹⁸⁾。さらに、12月に工藤が上京して教労中央と協議をおこない計画は具体化された。1931年1月18日創立会議がもたれた。会議では情勢報告のほか、支部としての宣言・行動綱領・スローガンが採択された。宣言は、次のようなものであった。

「1. 吾等は無産階級運動の一翼として教育労働者の解放を期す

1. 吾等は資本家地主の搾取を強化せんが為の青年少の反動教育と闘いプロレタリア教育の確立を期す

1. 吾等は切迫せる帝国主義戦争を身を以て阻止反対せんことを期す」¹⁹⁾

しかしながら、秋田支部は2月3日以降弾圧をうけ、その活動はきわめて短命におわった。

すでに教員組合結成の伝統をもつ新潟においてもその動きは活発であった。自主的サークルを組織して『産業労働時報』『戦旗』を購読していた小林昶は、1931年3月上越、中越の教員グループと連絡をとり、長岡で代表者会議を開いた。新潟県教育労働者組合が結成されたのは直後の3月27日であった。委員長には小林が選出された²⁰⁾。

岩手共人会は必ずしも教員組合とはいえないが、少なからぬ数の教員をふくんでいたことで注目に値する組織であった。1930年1月小学校を退職して上京した織田秀雄は、新興教育研究所の設立と同時にその所員となったが、8月に陸軍点呼のため帰郷した機会を利用して8月26日岩手共人会を組織した。岩手共人会はマルクス主義的立場にたつ文芸サークルであったが、織田の意図としては岩手県内の社会主義運動を組織するところにあったといわれている。共人会には教員ばかりではなく、盛岡、一関、水沢などの中学校生徒もふくまれていた。1930年11月2日弾圧され、105名が検挙された。そのうち教員は10数名であった²¹⁾。さらに、教労地方支部結成にまでいたっていなかったが、「新教」地方支局もまた着実につくられていった。とりわけ京都支局の発展は目ざましいものがあった。1930年10月無産者文芸講演会で山下徳治の講演に共鳴した安達征一はただちに『新興教育』読者会の組織にとりかかった。1931年1月上旬には新教京都支局を確立するにいたる。1931年6月18日に検挙されたが、そのときの被検挙者数は21校29名にのぼった²²⁾。島根においても、1930年9月から『新興教育』を購読していた倉橋清太郎、多々納京一らの努力によって読者が10名にまで拡大されていった。「新教」支局が発足したのは1931年3月であった²³⁾。『新興教育』は現職教員ばかりではなく師範学校生徒のなかにも持ち込まれたことも忘れてはならないであろう。そして師範学校生徒のなかからも有力な働き手が育っていったのである。

〈註〉

- 1) 山口近治「非合法教員組合運動の追憶」教育運動史研究会『教育運動史研究』第12号、1970年5月、p. 109
- 2) 『新興教育』1930年11月号、p. 73
- 3) 全日本教員組合準備会の綱領草案では「政党加入権の獲得」「言論集会結社の自由獲得」にとどまっていた。この点については拙稿「日本教員組合運動史研究(1)——1920年代の動向——」『北海道大学教育学部紀要』第18号、1971年3月、p. 75を参照されたし。
- 4) エドキンテルの理念がいかに当時の教員組合運動にとって実践的指針となっていたかは、『新興教育』1930年9月創刊号所収の浅野研真論文「エドキンテルンの活動」のなかでエドキンテルンの歴史と理念が全面的に紹介されていることから十分うかがえる。
- 5) 『新興教育』1930年11月号、pp. 71-73
- 6) 同上 p. 71
- 7) 同上 p. 76
- 8) 同上 1930年12月号「赤いチョーク」欄、p. 70
- 9) 同上 p. 74-75
- 10) 同上 1931年1月号「赤いチョーク」欄、p. 70
- 11) 同上 1931年2月号「学校から」欄、p. 31
- 12) 同上「赤いチョーク」欄、p. 55
- 13) 同上 p. 67
- 14) 桃原用永『八重山の民主化のために』、1970年1月、p. 38-39 内務省警保局編『社会運動の状況』昭和7年度によれば、八重山支部は1930年10月18日に結成されたとされている。

- 15) 井野川潔「戦前に反戦・反帝の教育闘争にたちあがった埼玉の教師たち——『教労』・『新教』埼玉支部の人たちの思い出」埼玉県高等学校教職員組合編『きょうという日を生きて教師・父母・生徒の考える「戦争と教育」』労働旬報社、1970年7月、p. 306
- 16) 兼城賢松・島袋良繁「沖縄教師の心不戦の誓い」海老原治善編著『昭和と教育史への証言』三省堂、1971年11月、p. 345-347
文部省学生部『思想調査資料』第15輯、1932年7月、p. 65-66
- 17) 文部省学生部『思想調査資料』第15輯によれば、工藤らは組合設立についての檄文を作成して郵送したという。
- 18) 山口氏の証言
- 19) 文部省学生部『思想調査資料』第15輯、1932年7月、p. 68 行動綱領としては次のものがかけられた。
 1. 教育労働者の待遇改善
 1. 反対教育絶対反対
 1. 国家総動員、教化総動員絶対反対
 1. 教育費は資本家地主が出せ
 1. 帝国主義戦争絶対反対
 1. プロレタリア貧農児童を擁護せよ
 1. 言論集会結社の自由を抑圧する悪法の即時撤廃
 1. 十八歳以上の男女に選挙権被選挙権を与へろ
 1. ソヴィエト同盟を守れ
 1. 支那革命の擁護
 1. 植民地の独立支持
- 20) 新潟県教職員組合編『新潟県教職員組合史』p. 58
- 21) 三条 静「岩手共人會事件」岩手県一関国民教育研究会『教師の戦争体験の記録』労働旬報社、1969年1月、p. 222。なお文部省学生部『プロレタリア教育運動』上(1933年4月)は、岩手共人會を「之等を行く行く此の日本教育労働者組合の支部にならんとて居たことは想像に難くない」(p. 30)と分析している。
- 22) 河村只雄「思想問題年表(下)」国民精神文化研究所『国民精神文化研究所々報』第3号、1934年3月、p. 89
- 23) 文部省学生部『思想調査資料』第15輯、1932年7月、p. 92-93

第四章 日本労働組合全国協議会への加盟と 一般使用人組合合同問題

(1) 加盟経過と合同問題

日本教育労働者組合は、1930年11月の創立大会において日本労働組合全国協議会にたいする支持決議をするとともに、即時加盟をめざした。しかし、教労側の加盟申請にたいし、全協側の正式な回答はすぐなされなかった。教労の全協加盟が具体化したのは翌1931年4月にはいってからであった。それは、1930年12月頃よりおしすすめられてきたいわゆる「左翼使用人組合」の戦線統一という全協の組織方針にもとづいてなされていった。いわゆる「一般使用人」層の左翼的組合運動は、すでに1926年5月に成立した日本俸給生活者組合評議会を起点に一定の発展をみせてきたが、1928年3月15日の弾圧によって解体状態に陥った。再建の第一歩は、1928年8月旧日本俸給生活者組合評議会傘下の関東金融俸給生活者組合と東京一般俸給者組合とが合同してつくられた東京合同事務労働組合であった。1930年6月にいたり全協の産業別単一組合再編成の組織路線にもとづいて、東京合同事務労働組合を中心に日本金融労働組合準備会、日本商業労働組合準備会が合体して日本一般使用人組合が発足した。その

後、1930年8月に日本医務労働組合、12月に日本映画労働組合準備会が成立したが、こうした職業別組合の新たな組織化を背景に、1930年12月頃より「左翼使用人組合」の合同が提唱されるにいたった。まず、日本一般使用人組合と日本医務労働組合との間で合同準備委員会がつくられた¹⁾。

さて、教労の加盟申請にたいし、全協は教労の単一組合としての加盟ではなく、一般使用人組合への合同にもとづく加盟をもとめた。その主な理由は、教員が直接生産にたずさわる労働者ではなく、官庁、銀行、会社の事務労働者と同じ「新中間層」に属しているということにあった²⁾。それは、社会的機能の特殊性と差異を全く無視した俗流の経済主義的見地であり、しかも後に詳述するようなセクト的な革命戦略を前提としたものであった。全協の回答は教労を納得させるものではなかった。教労は、一般的な階層規定として教員が「新中間層」あるいは「一般使用人」にふくまれることについては異論はなく³⁾、この点では両者のあいだには本質的な対立はなかったが、全協の見解が教員の特殊な任務と独自の社会的役割を理解したものでないことに強く反撥した。教労側はあらためて単独加盟を主張して、次のような内容の意見書を提出した。

「1. 教育労働者は会社・銀行・デパート・官庁・映画・医務等の使用人や労働者のような単なる消費流通の担当者でない。

2. 教育労働者はイデオロギーの再生産を担当するものであり、現在におけるその階級的任務は、ブルジョアの反動的教育とたたかい、労働者農民被圧迫民衆の子弟にたいし、その立場を理解させる教育をおこなうこと、さらにまたかれら児童生徒の生活的文化的利益を、自己の生活利益擁護のための闘争と結びつけてたたかわなければならないという階級の特殊の使命がある。

3. 教育労働者の職場たる学校は、一般銀行、会社、官庁のように都市やある一定の場所に集中されているのでなく、全国の都市農村にわたって広汎にばらまかれている。しかも闘争の相手は主として府県や政府にあるのだから、どうしても全国的単一組織でなければ統一的な闘争ができない。

4. 教育労働者の任務と職場の特殊性から都市労働者や使用人層との関係だけではなくして農民との日常提携が必要である」⁴⁾

この反論は明快であった。にもかかわらず、セクト的な革命戦略観にとらわれていた全協側の態度はなおもかたくなであった。そこには単独加盟を認める姿勢はいささかもみとめられなかった。教労指導部は論争の継続によって局面を開拓することが不可能であると判断せざるをえなかったが、他方で全協加盟を無条件的で緊急を要する課題と考えていたので、合同することにふみきった。その際、新興教育研究所との協力関係を維持することによって教労の特殊性を生かした闘争をおこなうことが可能だという判断も合同を決意させた要因のひとつであった⁵⁾。1931年4月20日、教労は合同準備委員会に参加した⁶⁾。その後も教労側は、教員の特殊の・独自の任務を生かすべく努力を重ねた結果、対策委員会として教育労働部を設置するという妥協点をみいだすにいたった。5月の第四週の会議において、教労は合同することを正式に決定した⁷⁾。

1931年5月31日、日本教育労働者組合は、日本一般使用人組合、日本医務労働組合、日本映画労働組合準備会とともに、新たに日本一般使用人組合を結成した。この結果、教労は日本労働組合全国協議会一般使用人組合教育労働部（略称「教労部」）として発足することになった。

た。日本一般使用人組合は教労部の他、医務労働部、金融労働部、映画労働部、市場労働部、商業労働部と官庁班によって構成された。新たに結成された全協・日本一般使用人組合の中央常任委員に山口近治が選出され、山口と増淵穰が一般使用人組合教育労働部の担当になった。日本教育労働者組合の各地方支部もまた日本一般使用人組合教育労働部に再編された。東京支部は5月31日に、神奈川は6月6日に、埼玉は7月19日それぞれ再編した⁸⁾。

日本教育労働者組合が、日本労働組合全国協議会に組織的に結集したことは、日本教員組合運動史上画期的な意義をもつものであった。それは、自らの政治的・階級的解放が究極的に労働者階級全体の組織化とその闘争の成功的前進に依存しているという確固たる認識にもとづくものであった。そのことはすでに教労の綱領的文書「一考察」のなかに表明されていた。その意味で全協加盟は必然的であった。全協は、当時日本労働組合評議会の戦闘的伝統を直接継承しつつ、しかも労働者大衆の切実な諸要求の実現をめざして最も積極的に闘ってきた唯一の左翼的労働組合の結集体であった。教労が全協への加盟を躊躇することなく決定したことは彼らの決意と立場がいかなるものであったかを如実に示している。さらに、当時の客観的情勢は、侵略戦争に反対し民主主義を擁護する広範な人民諸階層の統一戦線の結成をもとめていたが、その中核となるべきプロレタリア統一戦線は深刻な分裂状態にあった。教労の全協加盟は、プロレタリア統一戦線をつくりあげるうえで、その重要な構成部分となる可能性をもつものであった。そのことは、全協がおかした少なからぬ誤謬や偏向とそれが教員の闘争にあたえた複雑で深刻な影響とはおのずから別のことがらであり、すでに指摘した歴史的・本質的意義をいささかも低めるものではない。

教労の全協への加盟そのものは実現されたが、一般使用人組合への合同という加盟形態は教労の闘争にとって重大な制約をもたらした。合同はあきらかに各職業別組合の特殊性を考慮に入れない機械的なものであった。とりわけ一般使用人組合が、各職業別組合の相対的自立性の承認を前提とした協議体あるいは連合体ではなく、単一組合として結成されたことは事態をなお一層深刻にした。一般使用人組合はいかなる意味においても産業別単一組合といえるものではなかった。それではなぜ一般使用人組合が結成されたのであろうか。合同問題の本質をすべて産業別単一組合再編成方針に還元することはできないが、合同ならびに一般使用人組合の成立が、産業別単一組合再編成の一環として促進されたものであり、それと密接な結びつきをもっていることも事実である。したがって、合同問題の必然性と本質を産業別単一組合再編成の歴史的具体的経過のなかで明らかにすることは重要性をもつといえるであろう。その際、合同問題を直接規定した諸要因にとどまることなく、全協全体の政治的・組織的路線に内在していた矛盾をもあわせてふれることになる。もとより、全協全体の政治的・組織的路線に内在する矛盾と合同問題にあらわれたそれとは同一のものではなく区別されなければならないが、全協が全体としてどのような問題を内包していたかということは、加盟形態がどのようなものにせよ本質的に教労の発展の可能性を規定していたからである。このことは同時に当時の労働組合運動のなかにおける全協が占めた政治的・組織的比重と役割を明らかにするうえでも重要な意味をもつと考えられる。

(2) 日本労働組合全国協議会の産業別単一組合再編成⁹⁾

産業別単一組合方針は、日本労働組合評議会再建時からの組織路線であった。1928年3月15日の弾圧と4月10日の評議会にたいする解散命令のあと、評議会再建闘争がすすめられたが、この過程で産別単一組合方針は具体化されていった。1928年12月25日の日本労働組合全

国協議会の事実上の結成時において「産業別単一組合を基礎とする全国的連合体」をめざすことがうちだされた。産業別組織化にあたっての重点を、国領五一郎は1931年の統一公判において次のように陳述している。

「第一に、今まで全協の外に存在していたこれらの産業別協議会を全協内に引き入れ、全協本部の直接の指導のもとに置くことにしたのであります。

第二には、まだなんらの産業別組織をもたないところの木材、紡織、印刷その他の産業にわたって、当該産業の特性とその産業内における赤色労働組合の力いかんを考慮して、あるいは産業別協議会に参加せしめ、あるいは宣伝委員会を組織して産業別闘争を開始せしめたのであります。

第三にこれは、もっとも重要なことでありますが、改良主義組合内の革命的分派をそれぞれの産業の種類に応じて、当該産業の協議会内において産業別協議会に参加せしめ、あるいは宣伝委員会に参加せしめ、もって革命的分派運動を産業線に沿った日常闘争に結合してますます発展させる方針をとったのであります」¹⁰⁾

この方針には後に露呈するセクト主義的偏向の萌芽がみられた。第一には、独立的組合を全協へ組織的に結集させその直接指導下におこうとしたことである。これには評議会への苛酷な弾圧と解散命令という事態のもとで生まれてきた合法主義的傾向にたいする強い反撥と警戒心があった。第二に、「革命的反対派」の組織化が提起されたが、これは実践的に改良主義的組合を分裂させることにつながった。しかしなお、産別方針については組織の実情と力関係を考慮して産業別協議会への結集を基本にすえた弾力的な移行方式がとられていたといえる。この方針の具体化は、翌1929年4月16日の全国的な大弾圧によって妨げられた。弾圧は、共産党中央委員市川正一をはじめ共産党、共産青年同盟、全協などの活動家大多数を奪った。4月29日には三田村四郎、鍋山貞親が、6月には中央委員佐野学が上海で逮捕されるにいたり、全協の指導にあたっていた共産党中央は壊滅状態になった。3・15、4・16とその間のいわゆる「中間検挙」の弾圧によって経験ある有能な指導者を失なったことは、共産党と全協に致命的な打撃を与えた。

すでにのべたように、その後共産党中央を再建した田中清玄、佐野博らは、主観主義的な情勢認識にもとづいて、全協にたいし政治路線としては極左冒険主義、組織路線としては産業別単一組合即時再編の方針をおしつけてきた。産別再編方針は、1929年8月の第二回太平洋労働者組合会議の機械的結成にたいする警告と注意を受けいれることなく強引にすすめられた。プロフィンテル書記長ロゾウスキーが出席したこの会議は、産別再編について積極的な指示をあたえたとともに機械的な再編についても注意をした。

「革命的労働組合は小組合、独立組合を階級闘争の基礎の上に立つ産業別組合に整理する為めの活動を強大にしなければならぬ。一般労働大衆に対して小職場の組合、地域的組合を産業別組合に組織替へすることの必要をば色々の方法を以って広く説明することが肝要である。併し乍ら、機械的にこの再組織をやろうとする傾向はなくしなければならぬ。合同の準備機関として日本の協議会が組織した『産業別合同宣伝委員会』の企ては或る程度のいい結果を齎して……」¹¹⁾

第二回太平洋労働者組合会議の指示が十分かえりみられることなく、9月28日には「左翼労働組合拡大再建のカンパニア」がよびかけられ、産別再編方針がより具体化された。これは、10月10日までを準備期として、15日から22日までのわずか一週間で組織・宣伝活動をおこ

なうという文字どおりのカンパニアであった。主体的組織の力量についての冷静な分析がなされることなく、もっぱら必要性からのみ決定された。しかし、この時点では、即時結成の方針は出ていず、地方単位の産業別協議会（あるいは産業別委員会）方式が堅持されていたことは注目されてよい¹²⁾。

1929年11月下旬、なおも客観的情勢を過大評価した田中清玄らは、それまで採用していた漸進的・中間的形態である産業別協議会方式を全面的にやめ、ただちに産別単一組合を結成することに方針転換した。相対的に準備が進んでいた電気産業部門の労働組合は、12月14日関東電気労働組合を中心にいち早く日本電気労働組合を結成した。1929年12月31日全協機関紙『労働新聞』は、その社説において「産別単一労働組合への即時移行」を指示した。しかし、そこにしめされている移行の条件と根拠は、全く現実の力関係に目をふさいだ主観主義的な「分析」によるものであった。同じ『労働新聞』が、「労働者の武力的行動」をよびかけたことはきわめて象徴的であった。政治路線上の極左冒険主義と組織路線上の産別単一組合即時結成方針は表裏一体の関係であった。

産別再編が全協の主体的・組織の力量と条件を無視して強行された要因は、主観的な「革命情勢」的認識にとどまるものではない。労働組合運動の戦術論において大きな影響力と権威をかちえていた三田村四郎が¹³⁾、なかば至上課題として定式化した「全産業ゼネラルストライキ」論がその「理論」的楨杆になったことは看過できない。三田村は、『労働新聞』1929年1月9日特別号の論文「ストライキ並にストライキ戦術について」のなかで、従来かかげてきた「一工場の争議を全産業のストライキに拡大せよ、／」「一工場の争議を全工場のストライキに拡大せよ、／」のスローガンを、「一工場のストライキを産別全国的ストライキに従属せしめよ、／」「産別全国的ストライキは全産業ストライキに従属せしめよ、／」に変更しなければならぬとした¹⁴⁾。三田村は、さらに「大工場・大経営ストライキ決定論」にまでそれを仕上げ、「発展」させた。同論文では次のように主張された。

「我々は『全工場のストライキ』の『意識的計画的』煽動宣伝組織を遂行するに当り、どの産業及びどこから着手するか、これをハッキリ定めてかゝらねばならぬ。従来吾々は幾度も、『闘争激発の煽動宣伝を、大工場、大経営、大鉱山に集中しろ、／』といふスローガンを掲げ、それを実行して来た。それはどの産業でも、十数ヶ、或は数十個の大工場で、その産業の全労働者の過半数を占めてゐたからである。従って、この十数ヶ乃至数十個の工場に闘争を激発すれば、爾余の工場は、必然に闘争にまき込まれる。また吾々は、この中心大工場の闘争で他を圧倒することができるのである。即ち吾々は最小の努力で最大の効果を挙げらばかりでなく、これ等の大工場大経営大鉱山は、日本資本主義産業の根幹を為してゐるからである」¹⁵⁾

これは、労働者階級の組織化の状況と全協の主体的力量をいささかもかえりみない観念的な「理論」であったが、「革命情勢」的認識に深くとらわれていた活動家が単純であるがゆえに明快な「理論」をさほど抵抗もなく受け入れたことは容易に想像される。産別再編がこの「全産業ゼネラルストライキ」論に直結し、それを土台としていたことは明らかである。たとえば、1929年12月に結成された日本電気労働組合は、「全国電気産業労働組合協議会の解体と全国的産別単一組合結成たる日本電気労働組合の任務」のなかで次のようにのべている。

「従ってこのことは全国的に統一される我々電気産業労働者の産別単一結成も他産業に比し容易であり全産業のゼネストへの導火線たるべき重大なる任務を負ふもので

表—18 形態別労働組合数・組合員数の比較

	産業別組合		職業別組合		合同（一般組合）		計	
	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数
1927年末	195	260,095	173	26,844	135	22,554	505	309,493
1928年末	202	251,052	156	25,802	143	32,047	501	308,900
1929年末	283	276,817	153	25,633	194	28,535	630	330,985
1930年末	328	292,010	142	24,974	242	37,328	712	354,312

日本社会運動通信社調査部編『1931年版社会運動通信』三雄社書房, 1931年9月, p. 344

ある」¹⁶⁾

このような運動・組織論としての「全産業ゼネラルストライキ」論と情勢論としての「革命情勢」的認識とは、相互に他方を前提としてのみ成立する関係にあった。このため、当面する政治情勢の特徴と階級的力関係についての理解は単純化され、ストライキ、デモ、集会などのカンパニアの闘争形態に指導内容と戦術が矮小化されていった。

産業別単一組合への再編成と移行が機械的に強行された結果、それまで既存労働組合の一般の形態であった職業別組合や地域的合合同労働組合は、事実上否定されそれらを解体へみちびいた。また、全協への組織的結集をなかば絶対的条件としたことによって地方的単独組合の存在も容認されなかった。当時、恐慌のもとで労働者の自然発生的闘争が昂揚しつつあり、それらが全協の指導下に結集する可能性と条件がきりひらかれていたとはいえ、いまなお労働者の組織率がきわめて低く、しかも全協の組織的力量が微弱であるという状況のもとでは、職業別・企業別組合あるいは地方的単独組合の結成は避けられず、むしろ常態であった。産業別単一組合方針のセクト主義的性格は、そうした可能性をくみつくすうえで重大な障害となった。非合法組合である全協への加盟を一義的にもとめたことは、合法的活動の範囲を自ら狭くするものであり、労働者大衆の気分・意識からみても適切ではなかった。

全協・日本一般使用人組合の結成（1930年6月）は、このような事態のもとでおしすすめられていったのである。しかし、すでにのべたように、一般使用人組合は産業別単一組合再編の一環として発足したとはいえ、それから直接導びきだされたものではない。その組織形態を規定したのは、セクト的な革命戦略に直結した独特な「新中間層」論であった。結論的にいえば、「新中間層」は革命闘争の観点からみた場合、小ブルジョアの「動揺性」は避けがたく、したがって「後衛的任務」しかもちえないということから、その職業的多様性と社会的役割・機能の差異にもかかわらず、一般使用人組合に一括合同させられたのであった¹⁷⁾。革命戦略のセクト主義は次のようなかたちであらわれていた。革命の推進力となるべき労働者階級の役割については、もっぱら「基本的産業部門」（たとえば、プロフィンテルン第5回大会では、海上、鉄道及び地方交通運輸、金属、電気、紡績、化学がそれとされた）における工場プロレタリアートの指導性が極端に強調され、それ以外の労働者については十分な位置づけが与えられなかった。そのことは実際にもまた大企業・大経営に全協組織がほとんど確立していなかったのではなおのこと重視された。「基本的産業部門」における労働者の組織化を戦略的に重視したこと自体は、積極的な方針であり決して誤りではなかった。しかし、その一面的強調は、実践的に労働者階級の範囲を狭くとらえされることになった。さらに、統一戦線戦術が確立していなかったため、労働者・農民以外の人民諸階層がもつ革命的・民主主義的エネルギーについてその積

極具体的に評価が事実上放棄されるかまたは過少評価されるにいたった¹⁸⁾。このことは重大な欠陥のひとつであった。しかし、最大の問題点は、こうした革命戦略にもとづいて基本的大衆組織である労働組合の組織形態を官僚的に決定したことである。明らかなひきまわしであった。根本には前衛政党と労働組合との同一視、混同があったことは否定できない。産別再編が全協の組織の実勢力が最も落ち込んだ時期に強行された事実とそのことは示されている。

以上、組織路線上の偏向を指摘してきたが、さらに組合民主主義の実体についてもふれなければならない。ある意味では誤謬と偏向は避けられないものであって、問題はそれをいかに最少限にいとめ、発展的に克服するかにある。それは、組合民主主義の確立いかんにかかっていた。再編強行によって露呈したセクト主義的な組織形態は、なによりも政治路線の偏向にその根源をもつものであるが、それはまた組合民主主義が原則的に確立していなかったことによって一層解決しがたい状態にまでつきすすんだのである。機械的再編は、反対意見をもつ活動家や組合にたいする露骨な圧迫や組織的排除なしにはおこなわれなかった。すでに1929年7月頃から、田中清玄、前納善四郎ら共産党中央と全協内部の共産党フラクションの佐藤秀一らとの間に対立が生じていたが、田中らは産別再編に反対意見をもつ佐藤らを全協から排除するとともに、それを支持した関東出版神田支部、関東金属支部などを組織的にボイコットした。対立は、「革命的反対派」方針をめぐるさらに激化し、活動家の除名処分と組織的排除がなされた。党と全協との正常な協力関係や組合民主主義の原則はなかば失われていた。そこでは民主的運営を基礎とした徹底した討議・意見交換にかかわって、行政的指示や専断的命令がなされた。天皇制権力の執拗な追及と弾圧のもとで、民主的討議を尽すことは困難であったが、そのことはまったく不可能であったことを意味するものではない。あくまで追求されなければならなかった。逆に、任命制という不正常な幹部の登用・配置や変則的な運営形態は、一部指導者の独断的・官僚的指導を許したばかりではなく、スパイ・挑発者の潜入と攪乱活動をも容易にさせる原因となった。たとえば、1930年5月の武装メーデーは全協中央にもぐりこんだスパイ西山が挑発したものであった。組合民主主義の確立こそ政治路線上の誤謬と偏向を是正していくうえでの重要な組織的保障であった。

しかしながら、組織の実情を無視した形式的な産別再編が、その後無批判的に放置されてきたわけではなかった。1930年8月モスクワでひらかれたプロフィンテルン第5回大会は、その決議「日本に於ける革命的労働組合の任務」において、全協の路線・方針にほぼ全面的な分析と批判をくわえた。決議は、最初に包括的なかたちで全協の現状と問題点を鋭くえぐった。その指摘は適確であったがゆえに痛烈であった。

「日本の客観的状況は革命的労働組合運動の成長と発展にとって実に好条件である。然るに第四回大会以後左翼労働組合運動は常に前進しなかったのみならず、全線的に後退した。日本資本主義は労働運動の左翼に対して強烈なる打撃を与へ、且つ革命的プロレタリアートの陣列を瓦解することに成功した。二年前に三万五千の組合員を有してゐた評議会、今や反動の打撃により、一部は地下へ追いやられ、僅かに数千を統一するに過ぎぬ。既に此の事実を以てしても疑いもなく敗北したことを認めなければならない。併し乍ら、テロル、革命的労働者の追及及び企業からの追放は左翼労働組合員を失った唯一の原因ではない。左翼労働組合運動衰微の非常に重要な原因の一つは、間違つた方針をとつたこと、及び指導的闘士達が革命的労働組合運動の基本的任務を明白に知っていなかったことである」¹⁹⁾

産業別再編成にたいする批判は、主に再編過程における民主主義的原則の無視にむけられた。そこではまだ地方的単独組合の存在、産業別協議会の意義、地方協議会の権限・機能について言及されていない弱点を残していた。

「紙の上ではなくて実際に於て、すべての労働組合を企業の基礎の上に産業別に再組織する必要がある。この問題について如何なる公式も、形式的決定も許されない。労働組合の産業別再組織は、上からではなく全組合の参加の下に行はなければならぬ。これ等の問題は、集团的に審議し、作成し、然る後始めて実施されねばならぬ。その際最も重要なことは各企業の中の組合グループ、支部或は工場委員会の形で左翼労働組合の基礎を作ることである。而して此の事は、単なるピラ撒きに依って達成されるものではなくて、直接企業内での系統的な宣伝的、政治的仕事を必要とする」²⁰⁾

決議は、さらに指導形態、組合民主主義についても重要な指摘をおこなっている²¹⁾。また分派組織全協刷新同盟の解散をも決定した²²⁾。

プロフィンテルン第5回大会決議は、依然として「社会ファシズム」論と「下からの統一戦線」論のスターリン的規定から脱却できないという重大な欠陥と制約をもちながらも、全協にたいしすぐれて実践的な方向を明示した。決議の内容を早急にしかも全面的に具体化することは全協にとっての緊急な任務であった。にもかかわらず、全協中央の不徹底な自己批判と旧刷新同盟との対立・抗争は、事実上その実践化を棚上げさせた。プロフィンテルン決議の主要な批判点が全協中央の政治方針にむけられたためその政治的威信が落ちたことは歴然としていた。全協中央は旧刷新同盟からの批判にたいする反批判を自己防衛的に展開することにとどまり、決議を大衆的に宣伝し、実践にうつすことに躊躇した²³⁾。他方、旧刷新同盟は、刷新同盟結成が明白な分派活動であったことを指摘されたにもかかわらず、政治方針上その主張の少なからぬ部分がプロフィンテルン決議と一致していたため、全協中央のあいまいな態度と決議遂行の立遅れを追及することに急であった。両者の対立は克服されることなく、むしろ逆に激しく内訌化していった。1931年1月風間丈吉、岩田義道、紺野与次郎らによって共産党中央委員会が再建されて以降、全協にたいする指導が強められた。『赤旗』1931年1月25日号は、プロフィンテルン決議の実践がきわめて遅れていることを指摘して、その即時実践を呼びかけた。

「プロフィンテルン第五回大会が終ってから既に半年に垂んとしてゐる。この期間に於て我々は何をしたか？ 遺憾ながら我々に非常に少ししかやらなかったと言はねばならぬ。決議文の発表、全国協議会に依るパンフレット発行、及び労働新聞に於けるその説明（第一回は誤謬と共に、第二回はその訂正文を）、無産者新聞、無産青年紙上に於ける若干の説明等々に過ぎない」²⁴⁾

1931年3月18日にいたりようやく全協中央常任委員会は、決議「全協当面の任務」を発表した。しかし、その内容はプロフィンテルン決議をほぼ縮小したかたちで繰り返したものであった。すでに発表されてから7カ月経たにもかかわらず新たな内容は附加されていなかった。このような決議具体化の著しい立遅れは、客観的情勢がなお有利に発展しているとき重大であった。産別再編方針についても、プロフィンテルン決議を受動的に反復するだけで、今後の方向は積極的に示されなかった²⁵⁾。再び事態を重視した共産党は、『赤旗』4月8日号において「産業別組合の機械的設立」「組合デモクラシーの問題」について批判的論評をくわえた²⁶⁾。

教労の全協加盟と一般使用人組合への合同は、以上のような歴史的経過のなかでおこなわれたのである。したがって、われわれは、合同問題が全協の極左冒険主義路線のもとで強行さ

れた産業別再編成のセクト主義的偏向が、プロフィンテルン第5回大会決議の批判にもかかわらず、なお克服されていない時点で処理されたことを知る。また誤謬、偏向を發展的に克服するうえで重要な組織的保障である組合民主主義もまた原則的に確立していなかった。そしてなによりも決定的なことは、「一般使用人」層にたいする一面的な「小ブルジョア」規定とその革命的エネルギーの過少評価は依然として克服されていなかったことである。

〈註〉

- 1) 内務省警保局編『社会運動の状況』昭和6年, p. 219
- 2) 増淵 穰『『教労』と『全協・一般』との合同問題について』三一書房『日本教育運動史』第2巻, p. 166
- 3) 合同前後に帆足計が執筆した無署名論文「一般使用人(俸給生活者)層の階級分析及びその歴史的展望」(『新興教育』1931年8月号, p. 61-73)も、教員を「一般使用人」あるいは「俸給生活者」にふくめて論じている。
- 4) 同上『『教労』と『全協・一般』との合同問題について』, p. 166-167
- 5) 山口近治「非合法教員組合運動の追憶」教育運動史研究会『教育運動史研究会』第12号, 1970年5月, p. 114
- 6) 『産業労働時報』No. 23, 1931年7月号, p. 95
- 7) 司法省刑事局『思想研究資料』特輯第6号, 1933年9月, p. 88
- 8) 文部省学生部『プロレタリア教育運動』上, 1933年4月, p. 41
- 9) 合同をめぐる全協の組織路線と指導にあらわれた誤謬・偏向についての指摘はこと新しいものではなく、これまでの研究においても「公式的産別主義」(たとえば、『日本教育運動史』第2巻, p. 171)の規定があたえられてきた。しかしなお、この「公式的産別主義」がいかなる内容のものかは必ずしも明確にされてきたとはいえない。いわば全協固有の組織路線として論証ぬきに自明のごとくみられてきた。しかも、従来のほとんどの研究にあっては、「公式的産別主義」さらには「赤色労働組合主義」の規定がなされてきたが、これらの規定の背後には、それが全協のぬきさしがたい宿命的な体質であったとみる否定的な見地がひそんでいたといえる。たしかに、「公式的産別主義」の規定は、事態のある側面をあらわしている。しかし、全協の組織路線に内在する矛盾を全面的に規定しているとはいえない。われわれは、誤謬・偏向を単にそれとして指摘することにとどまらず、そうした誤謬・偏向と同時にそのなかにそれを内在的に克服する主体的契機と現実的可能性がなかったかどうか、あるとすればどの程度成熟していたかをもみなければならない。その両者の統一として運動の自己発展的過程を把握することが必要である。そうすることによってのみ、その運動の歴史的到達点とその後の運動との連続性・非連続性が科学的に示されるのである。「公式的産別主義」あるいは「赤色労働組合主義」を所与のものとして、教労の分析と評価にあたっても、そこでは教労の全協加盟がもつ歴史的・本質的意義そのものが無視されるかないしは否定されるのである。
- 10) 国領五一郎「日本の労働組合運動」日本共産党中央委員会出版部『国領五一郎・山本懸蔵著作集』1963年3月, p. 38-39
- 11) 『現代史資料15 社会主義運動2』みすず書房, 1965年6月, p. 792, 傍点一引用者。山本懸蔵も討論において次のように発言している。
「最近我々は産業別整理のキャンペニアをやっているが、茲にも少しばかりやり過ぎがある。というものは、何でもいから統一し様という傾向が見られるのである」(同上, p. 797, 傍点一引用者)
- 12) 『現代史資料15 社会主義運動2』p. 208-210
- 13) 三田村四郎は、4・16弾圧で検挙されるまで共産党中央委員会労働組合理長で、多くの指導的論文を全協機関紙『労働新聞』などに発表していた。
- 14) 『現代史資料15 社会主義運動2』p. 67
- 15) 同上 p. 70, 傍点一引用者

16) 同上 p. 205, 傍点一引用者

17) 内務省警保局編『社会運動の状況』昭和6年によれば、合同の理由として次の点があげられている。

「1. 工場労働者と異り新中間層として共通性を戦略戦術的に有すること

2. 現在各組合の力弱く客観的情勢は合同し戦線の強化を要求し居ること」(p. 219)

さらに、『社会運動の状況』は次のようにのべている。

「参考 一般使用人の結成に関する理論の一節 (一般使用人組合教育部リーフレット第一輯 (昭和6年2月発行)) 動搖性に富める中間層としての使用人の解放は只革命的精神を以て貫かれた工場労働者(プロレタリアート)と固く手を握て其の組織に従属しつつ執拗に資本家及ブルジョア国家と闘争を続けて行つてのみ完成され、プロレタリアートに指導されると云ふ事は即ち党の指導下に立つ事なり。

而して決定的瞬間或は其後に於てはデパート、商店の同志は労働赤衛軍の商品、飲料配給隊の組織、官公署、金融の同志はサヴェート国家機関及財政機関の確立、病院の同志は労働赤十字軍の編成等に重要な役割を負はさる」(p. 219, 傍点一引用者)。

18) 統一戦線についてはたしかに一貫して強調されたが、それはあくまでプロレタリア統一戦線に限定されたものであって、人民戦線は観点はまだみられなかった。しかも、プロレタリア統一戦線といえども、社会民主主義者とくに左翼的社会民主主義を敵視したいいわゆる「社会ファシズム」論とむすびついた「下からの統一戦線」論が絶対化されていた。従来の研究では、当時の統一戦線論がプロレタリア統一戦線のみを指していたことに十分な注意がはられていない。

19) 『現代史資料15 社会主義運動2』p. 340, 傍点一引用者

20) 同上 p. 342-343

21) プロフィンテルン決議は、次のように最大級の表現をもって指導部の官僚主義的指導方法を批判した。

「左翼労働組合の指導者達は、革命的労働組合の中の民主主義を絶滅し、得心の方法の代りに命令の方法を革命的労働組合の中に適用した。革命的労働組合の状態の上に特に有害な影響を与へたのは、選挙制の事実上の廃止、普通労働者に対する、そして又、彼等の日常の必要に対する敏感な注意深い態度の拒絶、及び彼等の前に於ける自己の責任の忘却である。左翼労働組合運動の指導者達は労働者の側から如何なる批判も許さず、指導部の行動に対して向けられた批判を持って現われた組合員のすべてのグループ、或は全組織を除名した。そのことは、組織内に於ける大衆の発意性を圧殺し、革命的組合運動の戦列に腐敗を持ち来たざるをえなかった」(同上, p. 340, 傍点一引用者)。

22) 刷新同盟にたいする批判は次のようのものであった。

「本大会は未だ鞏固化されてゐない日本の労働組合を其の分派闘争に依つて弱め、労働組合運動に新しい分裂及び細分化の脅威を与へてゐる反対派刷新同盟に解散をすべき事を決定する。本大会は大会で決定される諸決定を無条件に実行し、且つ分派闘争を完全に止めることを此のグループの指導部員に対して要求する」(同上, p. 343)。刷新同盟はこの指示にしたがつて10月23日に解体を声明した。

23) 全協中央は、『労働新聞』第15号、1930年12月25日の論文「プロフィンテルン大会の決議を如何に理解すべきか」でその態度を示したが、決議全文がすでに『インタナショナル』1930年11月7日号に紹介されていたことを考えるならば、方針提起は遅かったといわなければならない。さらに『労働新聞』1931年1月23日には「プロフィンテルン第5回大会決議説明書に現れた誤謬とそれの批判」が発表されるなど少なからぬ混乱がみられた。

24) 『復刻版赤旗』第1巻、白石書店、1972年10月, p. 104

25) 産別再編については次のようにのべられている。

「労働組合を産業別に再組織する事に就ても完全に無理解を暴露した。産業別組合組織の必要を大衆の闘争へ実践を通じて理解させるのでなければ、産業別再組織に当つて是非共なさねばならぬ大企業内に左翼組合の工場グループを創設するのでもなく、全く機械的に作り上げてしまった。かくて下からの大衆の基礎に立つての再組織でなかった結果として全国協議会産業別組合は名称が変つた丈

けで全国的組織としての実勢力は未だに持ってゐない」(『現代史資料15 社会主義運動2』p.360)。

26)『復刻版赤旗』第1巻, p.157-158

第五章 東京・埼玉・神奈川三支部への弾圧

1931年5月31日、日本教育労働者組合は全協・日本一般使用人組合教育労働部として再発足したが、これにしたがって各地方支部——この時点で組織的に確立していたことをはっきり確認できるのは東京、神奈川、埼玉、沖繩八重山の支部だけであるが¹⁾——も順次組織の再編・移行をおこなった。各支部・分会は、一般使用人組合合同後教員組織としての全国的な指導機関を解体したため、相互の経験交流や統一闘争をおこなう機会は失なわれ²⁾、それぞれの支部・分会単位で独自の活動をおしすすめていった。

支部・分会での会議も定期的にひらかれ、具体的な活動方針が討議された。いくつかの支部は「支部ニュース」を発行して、組合員の意思統一と結束を強化した。埼玉支部では1931年3月から「埼玉支部ニュース」が出され、8月末までに5号をかぞえた³⁾。東京では地区代表者会議がしばしばひらかれ経験が交流された。支部・分会活動のなかでとくに重視されたのは組合員による研究会活動であった。マルクス、レーニンなどの著作をテキストにした研究会は普通「R・S」と呼ばれた。マルクスの『共産党宣言』『賃労働と資本』、レーニンの『国家と革命』あるいは河上肇の『第二貧乏物語』などがテキストとして利用された。また『労働新聞』『第二無産者新聞』『無産青年』の非合法出版物も組織的にもちこまれた。会議では教科研究や学校行事である研究授業、学会会、運動会などについての対策が検討された。非組合員教員との接触を強めるためピクニック、親睦会も計画された。東京の場合、築地小劇場への観劇会がよくおこなわれた⁴⁾。他方、『新興教育』の拡大・普及と読者の組織化は一貫して重視された。

各支部・分会は着実に組織を拡大していった。東京支部は7月末頃5地区16分会の構成で組合員数は60名を越えていたと推定される⁵⁾。いわゆる「影響下」にあった教員も100名以上に達していた。「影響下」というのは普通『新興教育』読者をさしていた。神奈川支部もまた2地区6分会にわたり組合員は約60名にまでなった。「影響下」教員をふくめると100名程度になったといわれている⁶⁾。埼玉支部も7月末に同人雑誌『雑木』を発行していた文芸サークルから積極的部分の参加をえて、組合員12名、「影響下」教員19名へと組織をのばしていた。組織構成は3地区9分会であった⁷⁾。8月5日から7日まで開催された新興教育研究所主催の第2回新興教育講習会が成功裡に終わったのも⁸⁾、こうした各支部・分会の組織的前進を反映していた。講習会への参加者は約70名であったが、これは3月の第1回講習会参加者の約3倍であった。講習会はまた地方の『新興教育』読者や活動家との連絡に積極的に活用された。これを機会に富山、長野において支部結成の動きが活発になった。このように教労部は、地域的な不均等をみせつつも全体として発展過程にあった。組織の拡大にともなう、その活動形態は定着し、経験もまた著積されるようになった。そのことはまた組合員の確信を強め、新たな活動への意欲をかりたてた。とくに、東京、神奈川両支部の場合、大衆的組織へ発展する基礎をつくりつつあったといえる。

しかしながら、8月から10月にかけて東京、神奈川、埼玉の三支部にくわえられた弾圧はこのような現実的可能性を大きく奪った⁹⁾。最も弾圧がはやかったのは東京支部であった。8月5日、北豊島地区責任者高橋昇は街頭連絡中に不注意から不審尋問をうけた。これが弾圧の発端であった。彼が非合法文書を所持していたため警察の追及は執拗をきわめ、支部組織の少

なからぬ部分がつかまれた。弾圧の範囲はひろがり8月24日までに、残る4地区の責任者小田真一(中部地区)、渡辺章(荏原地区)、古橋一雄(南葛地区)、新井信夫(多摩地区)をはじめ22名が検挙された。埼玉支部への弾圧はまったく予期しないかたちでおこった。特高警察は埼玉支部の存在について情報をもっていなかった。それほど組織活動は慎重におこなわれていた。弾圧のきっかけは偶然的であり、弾圧の拡大を許さぬことも可能であった。8月21日反宗教闘争同盟への捜査にともなって機関誌の読者名簿が押収された。31日にいたり、機関誌『反宗教闘争』を購読していた新井静夫と横川亮一は取調べをうけ、さらに横川の下宿先が急襲された。横川が処分せずに保存していた左翼関係出版物が傷口を拡大する「証拠物件」となった。警察の厳しい追及によって支部組織の全容が露呈した。9月2日から4日にかけて、支部責任者関口幸市をはじめ8名の組合員が検挙された。とくに関口は治安維持法違反で送検された。結局、起訴猶予に終わったが懲戒免職の行政処分をうけ教壇から追放された。神奈川支部弾圧も支部・分会活動そのものからではなかった。8月末共産青年同盟湘南支部への弾圧で責任者古屋栄が検挙されたが、これにともなって彼から『無産青年』の配布を受けていた中村武敏(地区責任者)が9月4日朝検挙された¹⁰⁾。さらに、9日増田貫一(地区責任者)が逮捕された。二人は激しい拷問と取調べに屈することなく組織を防衛した。しかし、29名にもおよぶ新教京都支局弾圧(6月18日)、東京・埼玉両支部の存在、さらに第2回新興教育講習会の公然なる開催などの諸事実から教員組織が急速に拡大していることを察知していた特高と学務当局の追及は全機構をあけて続けられた。9月22日に休職中の黒滝チカラが、10月8日に脇田英彦が検挙され、結局10月20日までに各分会責任者をふくむ14名が検挙された。

反彈圧闘争はきわめて困難な条件のもとでおこなわれた。とくに東京の場合夏季休暇中であつたため教員大衆に依拠して闘うことは不可能に近かつた。また指導の幹部を次々と失なつたため組織的反撃は著しく立遅れた。さらに、一般使用人組合中央常任委員会が救援活動など反彈圧闘争にたいし適切な指導を十分なしえなかつたことも否定的影響を与えた。とくに、旧教労から出ていたただひとりの中央常任委員山口近治が、たまたま東京支部弾圧がはじまる直前に浅草の映画館ストの指導中を検挙され、約1カ月警察署に拘置されたことも中央常任委員会の指導を弱めることになった。山口は、警察の激しいテロをうけたため釈放後もなお2~3カ月にわたって第一線から離れざるをえない状態にあつた¹¹⁾。しかも、常任委員の交替、補充の措置が機敏にとられなかつたことも一般使用人組合の指導体制を維持・強化するうえで少なからぬ障害となつた。教労部独自の統一的な指導機関をもっていなかつたため、残された各分会の活動家は自主的な判断にもとづいて分会間の連絡をとり、闘争を準備しなければならなかつた。全東京分会代表者会議がひらかれたのは8月28日であつた。しかしこの会議途中で警察の弾圧をうけ、東京支部責任者増淵穰が逮捕された。増淵の逮捕は闘争に新たな困難をもたらしたが、ひきつづき「闘争日報」の発行などの活動が続けられた。9月に入って新たな局面をむかえた。府学務部は、組合員にたいし辞職を迫つた。13名が一方的に免退職処分を受けた。宮本智慧子は校長の退職強要に屈することなく闘いつづけた¹²⁾。活動家は同僚教員、父兄の大衆の支持を十分組織しえぬままに教壇からなかば永久的に追われた。9月18日に「犠牲者十一名連署」の声明書「所謂『小学校教員赤化事件』について共同声明す！」が出された¹³⁾。「親愛なる東京府市一万二千の小学校訓導諸君！」ではじまるこの声明は、彼らの痛憤を示していた。

「……………」

乞う！我々の意を諒とし、多少の迫害はけとばして我々十数名が学校を去るにのぞん

で諸君に贈る最後のことばを、すべての教員が一人のこらず見ることができるように取りはかられんことを！勿論我々はこの短い声明書一枚によって凡ての事実を残りなく伝へ得るとは思はない。けれども諸君が之を熟読することによって少しでも我々に対する理解の度を深め、諸君の今後の行動に一つの指針を与えることができたならそれこそ、我々のこの上もない喜びとすることである。

新聞紙・校長・視学は我々を極悪不逞の徒として宣伝する。しかし我々は断じて悪いことをした覚えはない。反って我々こそ俯仰天地に恥ざちる行動をしてきた自負を持つ。我々は誰よりも真面目に児童に教へ、どんな科学者にも劣らぬ熱意と真摯なる態度を以て真理を追求した。

.....

かしも一方かうした『現行小学校教育の行きづまり』と共に、他方、我々自身の生活は如何。俸給不払ひ、教員の大衆的首切り、は全国に蔓延し、すべての労働者・農民・無産市民の生活と共に、下給俸給生活者(腰弁)としての我々の経済生活も例外なく極度に窮乏化して来た。東京市でもすでに今では昇給停止、諸手当減廃はあたりまへのことになり、府下(三多摩地方)には俸給不払ひによる生活不安が嵐のやうに、我等の生活をおびやかしてゐる、小学校教育の行きづまりと教員の生活窮乏。勉学と実生活の経験は我等にこれらの原因が現存社会組織の矛盾にあることを教へた。それ故我々が真正の児童教育を建設し、教員の物質的、精神的生活を解放するためには、我々は是非とも全ての罪惡と虚偽と貧困の根源である現存社会組織—資本主義社会に眼を向け、之と闘はねばならぬ。かくて我々は(イ)児童の精神的、物質的生活を擁護し、(ロ)虐げられたる教育労働者の徹底的解放を期するために、志を同じくした同僚と団結し、以上の(イ)(ロ)の実現を期して常に勇敢に闘つてゐる全×・日本一般使用人組合教育労働部に加入した。そして未だ自覺してゐない同僚と社会科学や教育理論の研究会をもち、児童の啓蒙のために活動して来たのだ。我々にとっては当然のことであるにも不拘我々の自覺を極度に恐れた官憲と文部省・府学務部・市教育局・視学・校長(彼等は全く支配階級の手先にすぎない)は協力して、或る時は暴力的に(検挙・拷問)或る時は卑劣な奸策を弄して(辭職強要)我々を学校から追放しやうと狂奔し、あまつさえ血迷った府下の一反動校長の如は、組合員でなく単なる合法的雑誌『新興教育』の読者にすぎなかった教員をへ不当にも誅首した。又市内の一教師は校長のいんげんな辭職強要に反対したところ、校長は警察とぐるになってその教師を再三(何等の理由なく)ブタ箱に放り込む暴圧を敢てした。

親愛なる東京府市一万二千の小学校訓導諸君！

以上が事の真相の全だ、かくて我々は多くの同僚と児童に限りない愛情と教育への熾烈なる熱意をもちながら止むなく学校を去らんとしてゐる。だが今一時的に学校を離れやうとも我々は断じて自分の決意と新しく正しき社会への希望を捨てる者でない。否！我々はこれから益々固い決意を以て児童のために、更に全国数万の教育労働者大衆の徹底的解放のために、敢然として闘ふことを改めて全大衆の前に誓ふものである。

.....

我々は今恨を吞んで学校を去る。だが我々は近い将来において再び諸君と共に楽しく学校に見える日のあることを確信してゐる。そしてその日こそ、この地上から一さいの不義と

矛盾が姿を消したときであらう」

神奈川支部の反彈圧闘争は比較的活発であった。2つの小学校では同僚教員が警察にたいし即時釈放をもとめる抗議行動をおこなった。父兄のなかでも自主的に父兄大会を開いて学校におしかけた。しかし、支部組織の立遅れからこれらの自然発生的闘争を効果的に持続させることが出来なかった。対策会議がひらかれたのは、ほとんどの活動家が釈放された11月17日であった¹⁴⁾。埼玉支部では、組合員の大部分が検挙されたため抗議闘争は組織されなかった。組織自体が小さかったこともありその再建の目途は容易にたたなかった。

三支部への弾圧は教労部にとって致命的な打撃をあたえた。警察権力による検挙・拘置などによる弾圧と呼応した府県当局の退職処分は少なからぬ数の有能な活動家を現場から追放した。東京支部13名、埼玉支部10名、神奈川支部24名、あわせて47名の教員が免退職処分を受けた。そのほとんどは地区・分会の責任者であった。とくに、小学校教員連盟、全日本教員組合準備会時代から一貫して中心的な役割を果たしてきた東京・神奈川両支部への弾圧は痛撃であったといわなければならない。弾圧の影響は決して免退職処分を受けた教員にとどまらなかった。馘首を辛じてまぬがれた教員のほとんども「嚴重注意」処分を受け、視学・校長の監視のもとにおかれた。文部省の教員統制政策も意識的に強められた。1931年9月18日に文部省学生部は「思想問題対策地方教職員協議会」を開いて教員組合運動にたいする対策を協議した¹⁵⁾。これには6大都市とその所在府県のほか、新潟、千葉、埼玉、北海道、岩手、沖縄、秋田の各県学務課長または視学官など20数名が招集された。出席道府県はほぼ例外なく教労(あるいは教労部)地方組織が存在したところであった。10月以降、「事件」に関する資料蒐集と情報交換が強化された¹⁶⁾。

弾圧による組織破壊を許した主体的要因はどこにあったのであろうか。弾圧の発端が主に一部活動家の「非合法的技術の拙劣¹⁷⁾」にあったことは否定できない。東京支部への弾圧は地区責任者のひとりが非合法文書を不用意に所持したまま街頭連絡をしたことがその直接的原因となった。埼玉支部の場合も、弾圧の危険性を予知できしかも時間的余裕があったにもかかわらず左翼的出版物の処分をためらったという警戒心の欠如にあった¹⁸⁾。これらの事実は弾圧を未然に防ぎ、組織破壊を許さぬことが現実にも可能であったことを示している。さらに活動家個人の逮捕・検挙はただちに組織全体への弾圧を意味するものではない。もとより彼らが天皇制警察の非人道的な拷問、無期限的な拘置と取り調べに無原則的に屈伏したわけではなかった。東京・神奈川の場合、最初の検挙から次のそれまで一定の日数を要していることは彼らの抵抗を意味している。しかし、外部との連絡・接触をまったく断たれた状態での長期間にわたる警察の追及に耐えぬくことは、政治的訓練に乏しい教員にとって容易ではなく、多くの場合心ならずも組織の存在と実情を明かすことになった。とくに、組織の少なからぬ部分が権力側に知られた段階では、警察の巧妙な誘導とあわせて抵抗の意思を喪失する傾向があった。弾圧が個人の活動家にとどまることなく、組織全体に拡大したのはこのような天皇制警察の言語に絶する長期拘置と肉体的拷問の直接的結果によるものであったが様々な悪条件から大衆的な抗議活動・支援活動を機敏に組織しえなかったことも権力への屈伏をはやめる要因のひとつであったことも同時に指摘しておかなければならない。

天皇制権力の弾圧は、支部組織にたいする直接的な破壊にとどまらなかった。教労部にとって合法的機能を果たしていた新興教育研究所とその機関誌『新興教育』への干渉・圧迫も目立って激しくなった。合法的活動の範囲は次第に狭められていった。それは実質的に教労部

の発展基盤を掘りくずすものであった。1930年11月号、12月号と連続して発禁処分をうけた『新興教育』は、その後慎重な編集によって辛じて発禁処分を回避してきたが、財政的困難は依然として解決されずむしろ深刻さを増していった。ついに1931年4月号は発行不能に陥った。予定より遅れて発行された1931年5月号の編集後記は次のように呼びかけたが、それは研究所の不退転の姿勢をあらわしているとはいえ、事態の深刻さを語っていた。

「◀諸君、階級意識ある全読者諸君、我々はいま血と涙を以て、諸君に財政的危機・窮乏を告げ、諸君の援助を願ふ。諸君、我々の『雑誌』を廃刊にしていゝものだらうか。否！断じて否。我々は目かくしされた全三十万の兄弟のため、さらにいま獄中にある同志への階級的義務として、断じて『雑誌』続刊の旗を進めねばならぬ。

◀同志・読者諸君、寄金の雨をふらせ、誌代を滞らせてはならぬ。諸君の送る十銭・五銭の金も、そのまゝ『地の塩』となり、偉大なる闘争の歯車となるのだ」

よびかけにこたえて、読者・支持者から基金カンパ、激励が寄せられた¹⁹⁾。このような研究所と読者・支持者の一体となった努力によって、『新興教育』の定期発行は維持されたが、事態はいささかも好転しなかった。むしろ誌代回収の悪化による財政難は限界に達した。創刊時から好意的に発行をひきうけてきた発売元自由社も手を引くにいたった²⁰⁾。9月に新興教育研究所員になった小田真一は当時の模様を次のようにのべている。

『『新興教育』は、このところずっと発禁の連続だった。プロ文化団体の機関誌は、ふつう隔月ぐらいの発禁なのに、教育の階級性を主張する『新興教育』だけは、絶対に発禁なのだ。出版元の自由社もついに投げだし、わたしたちの独力で発行するほかなく、第三種をとる保証金のため質屋から金を借りるありさま。印刷費には退職金をつぎこみ、薄べらな九・十月合併号をやっと発行した²¹⁾」

9・10月合併号(正確に言えば10月号であるが)では、再び防衛基金募集が提起された。目標額は1,000円に引き上げられた²²⁾。しかし、直後の1931年11月号、12月号の相次ぐ発禁処分は新たな打撃となった。新興教育研究所も「合法性」を奪われつつあった。研究所第2回総会にたいする弾圧を画期に事実上半非合法的状態に追い込まれた。第2回総会は1931年10月11日東京万世橋駅前アメリカンペーカーで開かれ30数名が出席した。弾圧は容赦なくいたけだかになされた。議案書はすべて入口で没収されたばかりではなく、開会宣言と同時に中止・解散が命令された。その間わずか2分間であった。すかさず、所員8名が拉致された。そのうち池田種生、北村孫盛、道家一己、美川の4名は警察署に留置された²³⁾。もはや文化・芸術団体といえども治安維持法の「適用」範囲からのがれることなしにその公然活動はありえなくなりつつあった。この時、すでに天皇制軍部は張学良政権の所在地錦州へ第一次世界大戦後はじめての飛行機による都市爆撃をおこない、中国東北地方全域への侵略の第一歩を踏み出していた。

〈註〉

- 1) 小田真一氏は茨城支部について次のように証言しているが、この時点でも組織が存続していたかについては確認されていない。

「茨城支部は、六年五月ごろ、わたしがオルグとして派けんされ、支部結成大会が持たれました。霞が浦湖畔の土浦のうなぎ屋の二階で、新治、猿島、結城などの地区組織代表五、六名が集ったでしょう」(「わたしの新興教育運動(1)——新教第二回総会(1932)までの思い出」『教育運動史研究』第6号、新教懇話会、1962年9月、p.12)

- 2) 増淵 穰『日本教育労働運動小史』新樹出版, 1972年7月, p. 67
- 3) はぎむらしげ『埼玉の『新教』・『教労』の運動——戦前の教育運動の一考察——』教育運動史研究会『教育運動史研究』第11号, 1969年9月, p. 26
- 4) 小田真一「わたしの新興教育運動(1)——新教第二回総会(1932)までの思い出——」新教懇話会『教育運動史研究』第6号, 1962年9月, p. 9, 増淵穰氏の証言。
- 5) 内務省警保局編『社会運動の状況』昭和6年, p. 225, 増淵氏の証言。
- 6) 黒滝チカラ『野に出る教室第1部松の花と暴風』シマ文庫, 1968年4月, p. 161
- 7) 同上「埼玉の『新教』・『教労』の運動——戦前の教育運動の一考察——」p. 25
- 8) 野上荘吉「新興教育夏季講習会の記」『新興教育』1931年9・10月号, p. 15-20

次のような講師と演題でひらかれた。

石川 湧「唯物弁証法と教育学」

槇本楠郎「プロレタリア児童文学の作り方」

田部 久「資本主義合理化と学校教育」

野上荘吉「日本ブルジョア教育制度の変遷」

鈴木賢二「プロレタリア児童画の理論と実際」

北村浄市「社会事業とプロレタリア」

秋田雨雀「ピオニールと反宗教闘争」

浅野研真「教育社会学批判」

吉原顕人「プロレタリア児童劇」

新島晴子「プロレタリア童謡について」

野村耕作「独逸の経済的危機を中心とした状況について」

野上荘吉は池田種生のペンネームである。

また、講習会とともに「国際プロレタリア教育展覧会」も開催された。

なお文部省学生部『思想調査資料』第15輯, 1932年7月, p. 90-91によれば、千葉県津郡飯野尋常高等小学校教員石井実もこの講習会に参加した。彼は1930年10月から『新興教育』を購読し, 1931年4月に研究所から組織配布を受けた。同僚の武谷美津を読者にするなど積極的な活動をおこなったようである。その後新教支局を結成するため努力したが12月の弾圧で失敗に終わった。

- 9) 三支部弾圧の具体的な経過と反弾圧闘争の状況については、小田真一「所謂教員赤化事件から何を学ぶか!」『新興教育』1931年12月号, p. 67-80がくわしい。
- 10) 森谷 清「神奈川教育労働者運動小史」横浜国立大学教育学科の会『教育学』No. 2, 1967年6月, p. 41
- 11) 山口近治「非合法教員組合運動の追憶」教育運動史研究会『教育運動史研究』第12号, 1970年5月, p. 115-117
- 12) 小田真一「思い出すままに——地方組織の関係その他——」新教懇話会『教育運動史研究』第6号, 1962年9月, p. 49
- 13) 同上「所謂教員赤化事件から何を学ぶか!」に全文が収録された(p. 73-75)
- 14) 同上『野に出る教室第1部松の花と暴風』p. 164
- 15) 『東京日日新聞』1931年9月19日
- 16) 文部省学生部『思想調査資料』第16輯, 1932年11月, p. 201
- 17) 同上「所謂教員赤化事件から何を学ぶか!」p. 79

小田真一氏は、「小学校教員検挙事件の失敗」の第一としてこの点を指摘した。さらにまた次のようにのべている。

「東京、神奈川、埼玉を通じて今日の弾圧に暴露された最大の欠陥は、我々が非合法技術を単に『頭の中でだけ理解してゐて』それを着実に実行してゐなかつたことにある。ペンネームの使い方、会合のもち方、非合法文書の整理、等をどうすればよいかについてはみんな一通りは知つてゐたにも

かゝはらず多くの同志はそれを実行しなかった。我々は非法技術を理解するばかりでなく、つねに細心にそれを実行し、習熟せねばならぬ」

- 18) しかし、これらの弾圧の事実をもって教労(あるいは教労部)が、全体として政治情勢の特徴あるいは階級的力関係を無視した性急な実践をおこなっていたという結論を引き出すことは正しくない。むしろ活動家の多くは、活動上の慎重さを求めることにおいて自覚的であったといわねばならない。職場を基礎とした地道な活動を追求することの重要性は一貫して強調された。『新興教育』創刊号の編輯後記は次のようによびかけた。

「われへの日常闘争の中心が学校である限り、われへの職場を離れてはわれへの運動は絶対に無力である。空虚なる革命的言辭を弄してその職を失ってならない。最後まで団結の力で職場に踏み止まれ、これはわれへの運動の鉄則だ。そこからわれへの具体的戦術を闘ひ取れ。」(p.87) 読者もまた自らの切実な体験から根張り強い職場活動の意義を指摘した。

「今までは我等の優れた同志達は、職場を去って前線に立った。——その事が自己の主張に勇敢であるとされて居たし、又、それに依って、職場に於けるよりも、より効果的に活動し得る分野も存在した。

だが現在に於いては、さうした行き方は許されない。

我等が現在の社会を凝視し、プロレタリアートの一員としての歴史的使命を自覚することの強い程、我等は断乎として職場に残らねばならぬ。踏み付けられ、辱しめられ面に青睞をハキかけられても、断じて執拗に職場に噛り付き喰ひ下らねばならないのだ」(長崎・積渥夫「職場を死守して同志を獲得しろ」『新興教育』1930年10月号, p.31)

これは、投稿者自身が7年前に実践上の失敗から視学と対立し、生徒数12名でしかも3カ月に1度しか便船のない離島の学校に強制配転させられた経験をふまえたものであった。しかも、現在では、新しい学校で「浅ましい程の臆病さ」で活動した結果、会員50名の研究会を組織しているというきわめて教訓的な報告であった。『新興教育』1931年2月号の静岡県洋田良吾の「経験から学べ」も、教育実践上の性急さから齟齬された事例について詳細に伝えている。新潟、秋田、沖縄における弾圧事件もまた活動形態のあり方に注意を喚起する重要な契機となった。『新興教育』1930年11月号「赤いチョーク」欄では、新潟県教育労働者組合弾圧事件について「我等は自らの運動を表面化せんことに余りに急ぎ過ぎた。細心なる潜行式戦術の注意が足りなかった」(p.54)ことが卒直に反省されている。彼らが弾圧事件から実践的教訓を学ぼうとしたことは次の投稿からも知れよう。

「客観状況の不断の進展と共に我々の技術も不断に錬磨されなければならない。本誌にはよろしく各地の先輩の貴い経験をのせるべきだと思ふ。秋田、沖縄のそれ最近に於ける京都東京のそれに就て出来るかぎり其当事者の貴き経験談をのせてもらいたい。我々は失敗を失敗としてそのまま放っておいてはならない。我々は過去に於ける失敗から大衆的に学ばねばならない。失敗を怖れて居ては何事も出来ないが同一失敗をくり返されるやうではならない。我々は過去の誤謬を勇敢に清算して将来の闘争の中にそれを生かさねばならない。それでなければ失敗は遂に階級的裏切に終ってしまふだらう」(『新興教育』1931年9・10月号, p.39)

組織拡大においてはとくに慎重さがもとめられた。沖縄八重山支部では組合加入を希望していた女子教員も「影響下」にとどめるほどであった(桃原永『八重山の民主化のために』1970年1月, p.39)。『新興教育』1931年2月号の山田三郎「読者会・研究会の作り方について」は、それまでの経験と教訓を総括した指導的論文とみなされるものであったが、組織活動において柔軟な方針を提起しているのは注目される。読者会・研究会の性格を次のように規定した。

「読者会並びに研究会は確固たる意識ある分子のみの組織体ではない。それは出来得るかぎり広汎に、入門的メンバーを包含するやうにしくはならぬ。それ故、すべてのメンバーに高度の義務(寄附金の強制、高度のカンパニーへの動員等々)を機械的におしつけるやうなことがあってはならない。意識の未だ低い入門的な新メンバーに対しては出来得る限りの寛容と、親切とを以て指導しそ

の心理状態、家庭的条件等についての深い理解のもとにそのメンバーの客観的能力に、ふさわしい程度の仕事を課し、かくて経験と理論の啓蒙を通じて一步步正しい方向に導く様につとめなくてはならぬ」(p. 69, 傍点—引用者)

さらに、読者会・研究会にとどまることなく、より大衆的な形態についてもふれている。

「読者会の外廓としては無害な・または補助的な、文学会の茶話会・哲学会・土曜会・童謡研究会・キネマリーグ・スポーツ・書籍雑誌の廻読会等々の組織が効果的に利用せられる」(p. 69)

- 19) 『新興教育』1931年6月号, p. 68-75. 次のような投書は『新興教育』にたいする切実な期待をあらわしていた。

「創刊以来の白眉五月号正に落掌、一気に破してしまった。廃刊絶対反対だ。

我々地方同志にとっては機関誌でもあり啓蒙誌でもある新教の廃刊は、明に敗北を意味するものだ。否現在拡大強化しつつある教育労働者運動途次に廃刊はむしろ積極的な毒素を流すものだ。財政的暴圧は我々の手で防衛すべきである。それは当然の義務であり且可能性はある。

我々は一段と直読網の拡大、維持員の確立につめる。(一同志)

「敬愛する所の同志諸兄

諸兄の苦汁になる、『新興教育』及び読者ニュース No. 5 本日入手、読者ニュースは異常ないらだゝしきの中に読んだ。我々の『新興教育』をかゝる危機を置くのは、我々読者の支持が甘いからだ。がもう一步進めて我等の正しき『新興教育』をこの危機に墜らしめるに至った奴は何奴だ。我々は新しき、強き憤満を覚えるのだ。が併し、この危機に処するには道は一筋。直接読者の紙代完納、基金応募と。次には読者倍加運動だ。

所の同志諸兄、『新興教育』続刊は勿論解り切ってゐる。財政的支持は出来るだけの事はやるぞ。誌代、基金は二三日待って呉れ。

同志諸兄共に頑張らう。(ABC 生)」

「我々の力を個々に分散せしめてはならない。こうした時に『新教』の存在は我々にとって不可欠なものなんだ。我々はその旗の下に固って居る。我々が『新教』を失ふ事は我々の身体から脳髓を失ふ事だ。やうやくにして見付け出した『新教』をいま失ってたまるか。

殊にこうした要求は都会地よりもすべての条件に於いて地方の方がはるかに強く感じて居る。

『新教』はどんな事があっても廃刊なんかしてはだめだ。

我々はどんな事があっても新教を守らねばならない。新教が、たゞ一枚のパンフレットにまでなっても、我々はその周囲にかたまる事を、それをまもる事を忘れない。俺は今こゝに資金を送る事が出来ないのを残念に思う。然し数ヶ月分の俸給未払の下に苦しんで居る俺達だ。大目にみてくれ。

(東京府下 ××生)」

- 20) 同前 p. 87

- 21) 小田真一「新興教育同盟準備会からプロレタリア科学同盟」井野川 潔・森谷 清・柿沼 肇編『嵐の中の教育』新日本出版社、1971年12月, p. 170

- 22) 『新興教育』1931年9・10月合併号

- 23) 同前 1931年11月号, p. 40-41